

北海道における 総合評価落札方式のガイドライン

令和5年(2023年) 2月

北海道

北海道における総合評価落札方式のガイドライン

目次

I ガイドラインの目的	- 1 -
I－1 目的	- 1 -
I－2 適用	- 1 -
I－3 用語の定義	- 1 -
II 総合評価落札方式の概要	- 3 -
II－1 総合評価落札方式の種類	- 3 -
II－2 総合評価落札方式による落札者の決定方法	- 3 -
II－2－1 加算方式	- 4 -
II－2－2 除算方式	- 4 -
II－2－3 評価値算出方法の適用区分	- 4 -
II－2－4 価格評価点の算出	- 5 -
II－2－5 施工体制評価点の算出	- 6 -
II－2－5－1 施工体制評価の概要	- 6 -
II－2－5－2 施工体制評価の適用区分	- 6 -
II－3 総合評価落札方式の適用区分	- 7 -
III 総合評価落札方式の各方式	- 9 -
III－1 高度技術提案型総合評価落札方式	- 9 -
III－2 標準型総合評価落札方式	- 9 -
III－2－1 確実性審査	- 16 -
III－2－1－1 確実性審査の概要	- 16 -
III－2－1－2 確実性審査の適用区分	- 16 -
III－2－2 詳細設計付施工発注方式及び契約後VEの併用	- 17 -
III－3 簡易型総合評価落札方式	- 18 -
III－3－1 適用区分	- 18 -
III－3－2 評価項目	- 19 -
III－3－2－1 簡易な施工計画	- 19 -
III－3－2－2 企業の施工能力	- 24 -
III－3－2－3 配置予定技術者	- 29 -
III－3－2－4 担い手の育成・確保	- 33 -
III－3－2－5 地域の守り手確保	- 39 -
III－3－2－6 地域建設業経営環境評価	- 45 -
III－3－2－7 減点項目	- 53 -
III－3－2－8 標準評価項目	- 54 -
III－3－3 共同企業体・企業合併等	- 57 -
III－3－4 履行確認・ペナルティ・評価結果の確認	- 60 -
III－4 事務の改善及び効率化	- 62 -
III－4－1 評価点事後審査方式の試行	- 62 -
III－4－2 一括審査方式、段階的選抜方式	- 64 -
IV 資料編	- 65 -
IV－1 簡易型総合評価落札方式実施フロー	- 65 -
IV－2 特記仕様書(簡易型総合評価落札方式)	- 67 -
IV－3 参考資料	- 69 -
IV－4 様式集	- 70 -

I ガイドラインの目的

I-1 目的

本ガイドラインは、北海道が発注する公共工事において、「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針（改定版）」（平成27年12月）に示す、現在及び将来の公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成・確保の取組の促進を図るとともに、地域の経済・雇用を支える建設業が継続的に経営できる環境を整備することを考慮し、北海道が実施する総合評価落札方式の試行について、その基本となる考え方を示すものである。

I-2 適用

本ガイドラインは、各建設管理部発注の土木工事（建設部（建築局）・農政部・水産林務部は別途定める。）で総合評価落札方式を実施するにあたり基本事項を定めたものであり、実施にあたっては、本ガイドラインを参考に各建設管理部において評価項目や評価基準等、落札者決定基準を定めるものである。

I-3 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 総合評価審査委員会

総合評価落札方式における実施工事の選定、落札者決定基準の策定、落札者決定基準に基づく評価、技術提案・技術的所見の技術審査等を行う委員会をいう。

(2) 総合評価検討会

総合評価落札方式における地方自治法施行令第167条の10の2に基づく学識経験者への意見聴取等を行うことを目的に設置する懇談会をいう。

(3) WTO 対象工事

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用となる建設工事の調達契約をいう。

(4) WTO 対象額

WTO 対象工事の適用基準額以上をいう。

なお、令和4年度(2022年度)及び令和5年度(2023年度)の両年度に締結される建設工事の調達契約については、22億8千万円が適用基準額である。

(5) A等級対象額

道の競争入札参加資格の種類毎に格付けされるA等級に対応する予定価格の金額をいう。

また、A等級対象額は、総合評価落札方式を適用しようとする工事の契約の種類に応じた資格の種類に対応する予定価格の金額とする。

なお、契約の種類が一般土木工事の請負契約の場合、7千万円以上がA等級対象額である。

(6) 施工計画審査タイプ

企業の施工能力や配技術者等の評価項目のほかに、簡易な施工計画を評価項目に加え、評価項目と入札価格を総合的に評価する方式をいう。

(7) 施工実績審査タイプ

企業の施工能力や配置予定技術者等、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式をいう。

(8) 専門工事タイプ

鋼橋等の工場製作・架設、ポステンPC橋、電気設備、機械設備、舗装、区画線、塗装、法面処理、杭基礎、地盤改良等の専門性の高い工事を専門工事タイプにできる。

なお、道の競争入札参加資格の種類においては、「鋼橋上部工事」、「電気工事」、「機械器具設置工事」が該当となるほか、「一般土木工事」においては、ポステンPC橋工事、法面処理、杭基礎、地盤改良が該当となる。

(9) 工事技術的難易度評価

工事の難易度を判定するための評価手法をいう。

なお、工事の難易度は、構造物条件、技術特性、自然条件、社会条件、マネジメント特性から判定する。

(10) 詳細設計付施工発注方式

工事目的物の構造の細部の設計及び実際の施工に必要な仮設等の設計（以下「詳細設計等」という。）を工事と一緒に発注する方式をいう。

(11) 契約後VE

建設業者から施工方法等に関する提案を募集し、民間の技術開発を積極的に活用することにより建設コストの縮減を図るため、契約締結後に設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について提案を受け付ける契約をいう。

(12) 機械設備

河川堤防や道路トンネル等の土木構造物の有する機能の補完又は拡大を目的に、能動的な機能を付与するために設置される機械設備で、河川用ゲート設備、ダム用ゲート設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備、トンネル非常用設備、消融雪設備、道路排水設備等及びこれらに類する土木工作物に係る機械設備をいう。

(13) 技能士

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく技能検定に合格した者をいう。

(14) 基幹技能者

専門工事業団体等が運営する基幹技能者制度（民間資格認定制度）で認定された者をいう。

なお、国土交通大臣の登録を受けた登録基幹技能者についても基幹技能者に含む。

(15) 全道枠

全道規模での競争の場として、工事予定価格2億5千万円以上の範囲をいう。

(16) 地域枠

北海道建設工事等競争入札参加資格審査に係る発注標準で設定できる工事予定価格2億5千万円未満の範囲をいう。

(17) 支払限度額

工期が複数年にわたる債務負担行為に基づく建設工事では、各会計年度の工事量に応じた限度額を設定して支払うこととなり、この各会計年度に設定する支払の限度額をいう。

II 総合評価落札方式の概要

II-1 総合評価落札方式の種類

(1) 高度技術提案型

技術的な工夫の大きい工事において、構造物の品質の向上を図るために、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコストの観点から、工事目的物自体についての提案を認める等の高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

(2) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するため、工事の施工条件や環境条件から工事ごとの施工上の技術的課題を踏まえて評価項目を設定し技術提案を求める。当該実現性や安全性等について審査し、価格との総合評価を行う。

発注者が示す標準案を向上させる技術提案を評価対象とするが、目的及び施工範囲が的確でなく過剰な品質・性能となるような技術提案は、加点評価とはしない。

(3) 簡易型

技術的な工夫の余地が少ない工事において、設計図書により発注者が示す仕様に基づく施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画や工事施行成績等に基づき技術力を審査し、価格との総合評価を行う。

簡易な施工計画については、発注者が示す仕様に基づき、適切かつ確実に施工するための工夫や配慮すべき事項等の所見を求めるが、的確な理由がない限りにおいては、発注者が示す仕様を上回るものについては加点評価しない。

II-2 総合評価落札方式による落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 評価値の算出方法

加算方式または除算方式とする。

(参考) 地方自治法施行令第167条の10の2第2項

普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

II-2-1 加算方式

(1) 評価値の算出方法

評価値 = 價格評価点 + 技術評価点 + 施工体制評価点

(2) 價格評価点の算出

「II-2-4 價格評価点の算出」による。

(3) 技術評価点の設定

技術評価点は、工事ごとに設定する。

(4) 施工体制評価点の設定

「II-2-5 施工体制評価点の算出」による。

(5) その他

入札価格は、予定価格の制限の範囲内であること。

價格評価点の算出方法は地域の裁量で変更可能とする。

II-2-2 除算方式

(1) 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{技術加算点}}{\text{入札価格}}$$

(2) 技術評価点の設定

標準点は100点、技術加算点は工事ごとに設定する。

(3) その他

ア 入札価格は、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値は、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

II-2-3 評価値算出方法の適用区分

評価値算出方法の適用区分については、当面、次のとおりとする。

(1) 加算方式

ア 標準型総合評価落札方式を試行する工事のうち、WTO対象工事以外の工事

イ 簡易型総合評価落札方式を試行する工事

ウ ア、イ以外の工事で、総合評価審査委員会において必要と認められた工事

(2) 除算方式

ア 標準型総合評価落札方式を試行する工事のうち、WTO対象工事

イ ア以外の工事で、総合評価審査委員会において必要と認められた工事

(3) 適用区分表

型式等		落札者の決定方式
標準型	WTO対象工事	除算方式
	上記以外	加算方式
簡易型		

II-2-4 価格評価点の算出

(1) 価格内で応札した者には、積算能力評価点として20点を付与する。

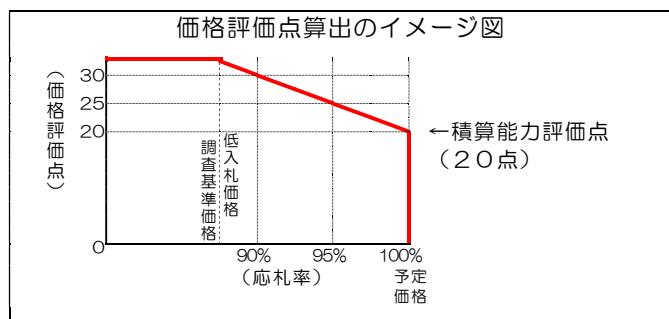
(2) 算出方法

ア 低入札価格調査基準価格以上、予定価格以下で応札した者

$$\text{価格評価点} = 100 \times \left(1 - \frac{\text{入札額}}{\text{予定価格}}\right) + 20$$

イ 低入札価格調査基準価格未満で応札した者

$$\text{価格評価点} = 100 \times \left(1 - \frac{\text{低入札価格調査基準価格}}{\text{予定価格}}\right) + 20 \quad (\text{一定})$$



(3) 入札結果を公表する場合は、総合評価競争入札結果一覧表における価格評価点の桁数は小数第2位までとし、評価値の桁数は順位が確定できるまで記載する。

II-2-5 施工体制評価点の算出

II-2-5-1 施工体制評価の概要

(1) 施工体制評価の概要

低入札工事においては、下請負者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等が懸念され、品質確保のための体制その他の施工体制が確保されない恐れがあることから、適切な施工体制が確保されることを評価する。

(2) 評価方法

必要がないと認められる場合を除き、開札後に積算内訳説明書の提出を求め、その内容を審査した上で施工体制評価点を確定する。

(3) 施工体制評価点の決定方法

ア 応札者から提出された積算内訳説明書の内容により、次表により3段階に評価する。

積算内訳説明書による審査結果	評価	施工体制評価点
施工体制が十分確保されている場合	評価A	15
施工体制が概ね確保されている場合	評価B	5
施工体制の確保がされない恐れがある場合	評価C	0

イ 積算内訳説明書の記載内容については、必要に応じてヒアリングを実施できることとし、その際には別途追加資料を求めることができる。

ウ 積算内訳説明書に不備がある者については、評価Cとする。

エ 期限までに積算内訳説明書を提出しなかった者のした入札は無効とする。

(4) 低入札価格調査制度との関係

ア 総合評価落札方式の入札を行った結果、低入札価格調査基準価格未満で応札した者が、提出された積算内訳説明書に基づき施工体制評価を行った上で落札候補者となった場合は、その者に対して低入札価格調査を実施するが、その際の失格判断には施工体制評価時に提出された積算内訳説明書を用いる。

イ 施工体制評価に係る手続きは、総合評価落札方式における評価値算出の過程であり、積算内訳説明書において失格基準価格を下回っている場合でも失格とはならず、この入札参加者が落札候補者となった段階で低入札価格調査を実施し、失格の判断を行うことになることに注意すること。

II-2-5-2 施工体制評価の適用区分

施工体制評価の適用区分については、当面、次のとおりとする。

(1) 適用工事

総合評価落札方式を試行する工事のうち、標準型（WTO 対象工事を除く）、簡易型を適用する工事。

(2) 適用区分表

型式等		施工体制評価の適用
標準型	WTO 対象工事	適用しない
	上記以外	適用する
簡易型		

II-3 総合評価落札方式の適用区分

総合評価落札方式の適用区分については、原則として次のとおりとする。

(1) 標準型

予定価格が5億円以上の工事

(2) 簡易型

簡易型総合評価落札方式は、発注標準と整合を図り、当面は原則A等級工事を対象に、工事技術的難易度により次のタイプを適用する。(「III-3-1 適用区分」 参照)

ア 施工計画審査タイプ

(ア) 施工計画審査タイプI型

予定価格が2億5千万円以上5億円未満(全道枠)の工事

(イ) 施工計画審査タイプII型

予定価格が7千万円以上2億5千万円未満(地域枠)の工事で技術的難易度の高い工事

イ 施工実績審査タイプ

(ア) 施工実績審査タイプI型

a 予定価格が7千万円以上2億5千万円未満(地域枠)の工事で技術的難易度の低い工事

b 予定価格が7千万円未満で総合評価審査委員会において必要と認められた工事

(イ) 施工実績審査タイプ地域型

施工実績審査タイプ適用工事の中から地域の状況に応じて試行できる。

(「III-3-2-8 標準評価項目」 参照)

ウ 専門工事タイプ

予定価格が5億円未満で総合評価審査委員会において必要と認められた工事に適用する。(「III-3-2-8 標準評価項目」 参照)

適用除外

上記(1)、(2)に該当する工事であっても、次の①から③のいずれかに該当する場合は、総合評価落札方式を適用しない。

① 緊急工事等、特別な理由がある場合

② 発注時期等に制限があり、総合評価落札方式を適用することにより、工事施工に必要な期間の確保が困難な工事

③ 総合評価審査委員会において、総合評価落札方式を適用することが不適当とされた工事

(表A) 適用区分のイメージ図

WTO対象額						
5億円						
2億5千万円						
1億円	工事技術的難易度 により選定					
7千万円	必要に応じて実施			必要に応じて実施		
	施工実績審査 タイプ	施工計画審査 タイプ II型	施工計画審査 タイプ I型	専門工事タイプ	(加算方式)	(除算方式)
	低 ← 難易度 → 高 【地域枠】		【全道枠】			
	簡易型				標準型	

凡例

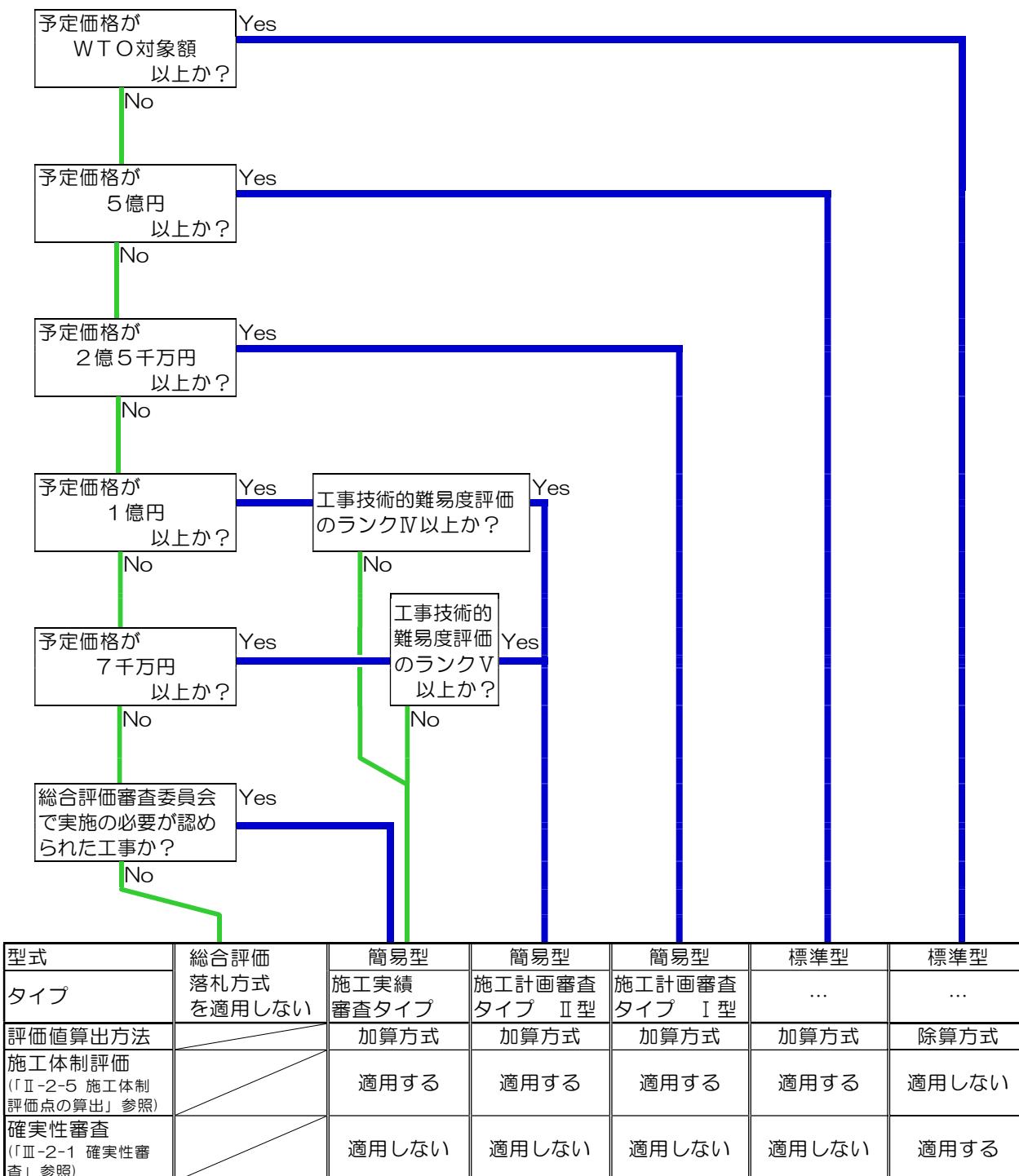


総合評価落札方式を適用する範囲



必要に応じて適用する範囲

適用区分のまとめ（フロー）



【注意事項】

- 予定価格が 7 千万円未満で、総合評価審査委員会において必要と認められた工事は、施工実績審査タイプとする。
- 専門工事タイプ：予定価格が 5 億円未満で、総合評価審査委員会において必要と認められた工事に適用する。（「III-3-2-8 標準評価項目」 参照）

III 総合評価落札方式の各方式

III-1 高度技術提案型総合評価落札方式

高度技術提案型総合評価落札方式については、実施しようとする工事ごとに、個別に実施手順等を検討し実施する。

III-2 標準型総合評価落札方式

予定価格が5億円以上の工事に適用する。

(1) 標準型総合評価落札方式実施要領

ア 標準型総合評価落札方式については、実施しようとする工事ごとに、工事特性等を勘案の上、次に掲げる事項を掲載した「標準型総合評価落札方式実施要領」（以下「実施要領」という。）を作成する。

- (ア) 工事名、施工場所及び工事概要
- (イ) 技術提案で求める範囲、必須要件及び評価基準
- (ウ) 技術提案の方法
- (エ) 技術提案の審査方法
- (オ) 落札者の決定方法
- (カ) 技術提案等の採否の通知方法等
- (キ) 入札方法
- (ク) 技術提案の取扱い
- (ケ) 提案内容の責任の所在等
- (コ) その他支出負担行為担当者が必要と認める事項

イ 実施要領の作成に当たり、併せて落札者決定基準を作成し、実施要領とともに総合評価審査委員会に付議する。

ウ 実施要領及び落札者決定基準の作成に当たっては、あらかじめ当該事業を所管する本庁関係課と協議する。

エ 実施要領及び落札者決定基準は、入札説明書の一部を構成するものとして、入札参加者に対して交付する。

(2) 評価項目の設定

ア 評価項目は、当該工事の目的及び内容等を踏まえ、当該工事において、その内容を担保することができる事項に限り設定する。

なお、評価項目設定の指針となる事項について、次のとおり例示する。

〈評価項目設定の指針となる事項の例示〉

1 総合的なコストに関する事項

ア ライフサイクルコスト

維持管理費・更新費を含めたライフサイクルコストについて評価する。

イ その他

補償費等の支出額等を評価する。

2 工事目的物の性能、機能に関する事項

ア 性能・機能

初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観及び供用性等の性能並びに機能を評価する。

3 社会要請に関する事項

ア 環境の維持

騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壤汚染及び景観について、道の利害の観点から評価する。

イ 交通の確保

交通への影響（規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保及び災害復旧等）を道の利害の観点から評価する。

ウ 特別な安全対策

特別な安全対策を必要とする工事について、安全対策の良否を評価する。

エ 省資源対策又はリサイクル対策

省資源対策又はリサイクルの良否等への対応を道の利害の観点から評価する。

イ 落札者が提案し採用された技術提案は契約内容となることも踏まえ、評価項目及び提案数の設定に際しては、入札参加者が過度な負担とならないように配慮すること。

(3) 総合評価の方法

ア 総合評価の方法

評価値の算出方法に応じて、次のとおりとする。

(ア) 除算方式の場合

入札参加者の技術提案の各評価項目の得点と標準点（100点）の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(イ) 加算方式の場合

入札参加者の技術提案の各評価項目の得点の合計と当該入札参加者の入札価格から求めた得点を加算して得た数値をもって行う。

評価値算出においては、必要に応じて総合評価管理費を計上することができる。また、評価方法等は個別に実施要領を検討し実施する。

イ 技術提案の評価の扱い

			履行等	評価結果の確認
採用	契約図書 ※1	加点評価する	不履行の場合減点	入札参加者は発注者に対し、落札者等の通知の日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に、書面により説明を求めることができる。※4
		一部加点評価する ※2		
	加点評価しない※2	技術提案書から削除	採用しない※3	発注者から入札参加者に対し、文書により通知

※1： 標準型では技術提案書は契約図書となる。

※2： 「一部加点評価する」とは、1枚の技術提案書で提案されている内容について、その1枚の中で加点評価された提案と加点評価されない提案が混在していることをいう。

「加点評価しない」とは、1枚の技術提案書で提案されている内容について、その1枚の中で加点評価された提案が1つもないことをいう。

※3： 発注者が示す標準案の仕様を満足しない又は工事目的物の変更を伴う提案、実現不可能な提案等は採用しない。

また、原則的に設計変更協議の対象となる技術提案も採用しない。

※4： 評価結果の説明については、次のような技術提案へのアドバイスとなるような質問については回答しない。

- (例) ・各項目について、それぞれ何点獲得できたか？。
- ・評価された提案について、どのような点が評価されたか？
- ・もし、〇〇〇〇という提案をしていれば、評価されたか？。

ウ 技術提案された内容の施行成績評定について

技術提案され契約図書となった内容については、工事施行成績評定における「創意工夫」や「社会性等」の評価対象としない。

エ 過大な提案（オーバースペック）について

技術提案において過度なコスト負担を要する提案がなされた場合には、加算対象としない。

(参考) <提案に対し、オーバースペックと判断する（した）場合がある事例>

※ 現場条件、工事特性等により必ずしもオーバースペックと判断されるわけではない。提案に当たっては各工事の入札説明書を確認すること。

また、これ以外でも、過度なコスト負担を要していると判断される場合は、評価しないことがある。

工種 工事内容	発注者が 設定した評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容	
			その理由
一般構造物工事 土木	コンクリートの品質 ・耐久性向上	低発熱ボルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断
河川構造物工事	コンクリートの良好な品質確保	品質確保のためにコンクリート強度を変更（水セメント比の変更等）する提案	施工管理基準等の規定以上であり過剰であると判断
	コンクリートの品質確保を図るための施工方法	品質確保のためにコンクリート強度を変更する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップであると判断
トンネル工事	長期耐久性と品質の向上	トンネル全線でAE減水剤（高性能・中性能）を採用する提案（目的や施工範囲が明確でない場合に限る） トンネル全線で非鋼纖維補強コンクリートを採用する提案（目的や施工範囲が明確でない場合に限る）	吹付けコンクリート及び覆工コンクリートにおいて、使用目的及び施工範囲が適確でない場合、過度なコスト負担と判断
	コンクリートの品質・耐久性向上	仮設トンネル全線でAE減水剤（高性能・中性能）を採用する提案 仮設トンネル全線で充填性向上を目的とした流動化コンクリートを使用する提案 仮設トンネルで高強度コンクリートを使用する提案 仮設トンネルで非鋼纖維補強コンクリートを採用する提案 仮設トンネルでひび割れ抑制ファイバーを使用する提案	ダム工事の（仮設的な）仮排水トンネル覆工のため（材料、配合に関する提案は評価しない旨、明示）
	覆工コンクリートの品質・耐久性向上	仮設トンネルでのコンクリート全面にわたる表面改質剤の塗布に過剰な費用を要する提案	ダム工事の（仮設的な）仮排水トンネル覆工のため（材料、配合に関する提案は評価しない旨、明示）
断面縮小部の拡幅掘削における品質管理に係わる具体的な施工計画	断面縮小部の拡幅掘削における品質管理に係わる具体的な施工計画	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案（目的及び施工範囲が適確な場合は除く）	必要以上の高性能な注入材の使用に係わる費用が過度なコスト負担につながるため
覆工コンクリート施工計画	覆工コンクリート施工計画	覆工コンクリートに関する事項における設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案（但し目的及び施工範囲が適確な場合は除く）	吹付けコンクリート及び覆工コンクリートにおいて、使用目的及び施工範囲が適確でない場合、過度なコスト負担と判断
掘削工及び支保工施工計画	掘削工施工計画	掘削工及び支保工に関する事項の内、掘削バターンや掘削補助工法等において設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案（但し目的及び施工範囲が適確な場合は除く）	使用目的、施工範囲が適確でない場合、過度なコスト負担を要する提案と判断
長期耐久性と品質の向上	長期耐久性と品質の向上	地質条件に伴い設計変更対象となる掘削パターンや掘削補助工法に関する提案	設計図書に明示がなく設計変更の対象となる技術提案は評価しない
ウォータータイト区間のトンネル掘削工における地山の安定に係わる具体的な施工計画	ウォータータイト区間のトンネル掘削工における地山の安定に係わる具体的な施工計画		必要以上の補助工法に係わる費用が過度なコスト負担につながるため

III-2 標準型総合評価落札方式

工種 工事内容	発注者が 設定した評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容	
		その理由	
一般土木	橋梁基礎工事	橋脚躯体工のコンクリート打設方法の工夫として高流動コンクリートを使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
	コンクリートの施工方法及び品質管理	品質確保のためコンクリート強度を変更する	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため
地盤改良工事	地盤改良による近接構造物への影響対策	設計基準強度を増加する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため
	地盤改良による近接構造物への影響対策	追加ボーリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している次項のため
築堤護岸工事	狭隘な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について	施工延長全体にわたり仮設構台を設置する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため
鋼橋上部工	現場施工の工程管理に係わる具体的な施工計画	機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため
	合成床板の品質管理に係わる具体的な工夫	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため
	鋼橋の耐久性の確保、向上に資する工場製作等における工夫	鋼橋全面に増塗りする提案 重メッキを実施する提案 金属疲労への耐性が高い鋼材等を使用する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため
	塗装の品質・耐久性向上または保護性さびの形成促進	風雨の影響を受けにくい部位も含む上部工鋼材全面にわたって塗装等を追加し、過剰な費用を要する提案	
アスファルト舗装	橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫（防水対策を含む）	レベリング層において全面にわたって碎石マスチック混合物（SMA）を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
	軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫	BOX脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
	工程管理に係わる具体的な方策について	機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案	機種・機械の大型化等に係わる費用が過度なコスト負担につながるため
	平坦性の向上	舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため
浚渫	施工上配慮すべき事項	特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため

(4) 特記仕様書

特記仕様書への追加記載事項として、技術提案、技術提案に係る履行確認、ペナルティについて、次のとおり例示する。

(なお、この例示は参考であり、当該工事の工事特性や標準型総合評価実施要領等を考慮して作成すること。)

技術提案について

1 技術提案の保護

技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、北海道が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りではない。

2 責任の所在

発注者が技術提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する落札者の責任が軽減されるものではない。

採用された技術提案に係る履行確認について

総合評価落札方式において、落札者が提案し採用された技術提案はすべて契約内容となるため、発注者は落札者の技術提案内容の履行について確認が必要である。

このため受注者は、施工計画書の他に、技術提案について、その実施方法等を定めた「総合評価計画書」を作成しなければならない。

以下に技術提案の履行確認方法を示す。

1 受注者は当該工事の契約後、速やかに施工計画書の他に技術提案について、その実施方法等を定めた別記1「総合評価計画書」を作成し工事監督員に提出するものとする。

2 提出された総合評価計画書は、受注者・工事監督員・事業担当課の3者において、記載内容について確認するものとする。

3 工事施工中、工事監督員は総合評価計画書に基づき、現場において実施内容が実際に履行されているかどうか別記2「チェックシート」等を用いて適宜確認する。

4 工事監督員は、実施内容が履行されていないと認めた場合、受注者に対して書面により是正措置の指示をし、是正措置の指示等を受けた受注者は、是正報告を書面により工事監督員に提出しなければならない。

指示及び是正報告については工事施工協議簿で行わなければならない。なお、工事施工協議簿については、双方が署名または押印したものの原本を発注者が保管し、複製を受注者が保管するものとする。

5 受注者は、総合評価計画書に基づき実施した内容を、受注者の責任において別記3「総合評価実施報告書」として整備、保管し、工事監督員から請求があった場合は提示するとともに、工事が完成したときは提出しなければならない。

6 工事監督員は、現場確認及び総合評価実施報告書等を基に、技術提案内容が総合的に判断して確実に履行されているかどうかの確認を行わなければならない。

別記1 総合評価計画書

記載内容を以下に示す。

総合評価計画書

施工計画書1

①施工（実施）方法

②確認方法（チェックシート含む）

③管理方法

④その他必要事項

※ 提案案件ごとに施工計画書1 施工計画書2 ・・・にまとめる。

※ 提案内容に照らして過度な書類とならないように留意するものとする。

別記2 チェックシート

チェックシートの例を以下に示す。

チェック項目	提案内容	監督員確認日
	1	
	2	
	3	
	1	
	2	
	3	

(意見欄) : 提案内容を実施していない箇所があれば指示等を記入

別記3 総合評価実施報告書

記載内容を以下に示す。

総合評価実施報告書施工実施書

施工実績書1

- ①実施時期等
- ②実施内容（写真等確認できる資料を添付）
- ③その他必要事項

- ※ 総合評価で受注者が提案した内容に対して、実施した内容が確認できる資料を整理する。
- ※ 提案案件ごとに施工実施書1 施工実施書2 ・・・にまとめる。
- ※ 工事監督員が記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。
- ※ 提案内容に照らして過度な書類とならないように留意するものとする。

責任の所在とペナルティ

- 1 支出負担行為担当者が技術提案を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術提案に係る工事目的物の性能、機能及び品質等については、落札者が保証するものとする。
- 2 落札者は、技術提案に係る部分の工事の施工に当たり、特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- 3 落札者の責により技術提案を履行できない場合は、次の式により求めた点数を工事成績評定点から減点するものとする。
工事成績表定点の減点数＝ $20(点) \times (\text{各評定項目の加算点の合計} / 40\text{点}) \times (1 - \text{達成率})$
 - ※ 評価項目ごとの減点数は、少数第4位を四捨五入して小数第3位止めとする。
 - ※ 達成率＝(各評価項目の採用された技術提案の実施数) / (総合評価時における各評価項目の技術提案の採用合計数)
 - ※ 達成率は、小数第2位を四捨五入して小数第1位止めとする。
 - ※ なお、現場条件の変更や天候不良などの不測の事態により、作業が中断または中止するなど、技術提案内容に基づく施工ができない特別な事情が発生した場合は、その都度支出負担行為担当者と協議すること。
- 4 落札者の責により、技術提案を履行できなかった場合において、再度の施工が困難であるとき、あるいは合理的でないときは、契約金額の減額及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

III-2-1 確実性審査

III-2-1-1 確実性審査の概要

(1) 確実性審査の概要

技術点の評価に当たり、総合評価落札方式に係る技術提案実現の確実性を審査する。

(2) 技術点の評価方法

ア 必要がないと認められる場合を除き、開札後に積算内訳説明書の提出を求め、その内容を確認・審査した上で「提案確実性係数(α)」を判定し、技術加算点に次により反映させる。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{技術加算点}$$

$$\text{※ 技術加算点} = \text{技術提案に対する加算点} \times \text{提案確実性係数 } \alpha \text{ (0.000~1.000)}$$

イ 技術加算点は、小数第3位以下を切り捨て2位止めとする。

(3) 提案確実性係数(α)の決定方法

ア 応札者から提出された積算内訳説明書の内容により、次表により3段階に評価する。

積算内訳説明書による審査結果	評価	提案確実性係数(α)
技術提案の実現が確実と判断される場合	評価A	$\alpha = 1.000$
技術提案の実現の確実性が低いと判断される場合	評価B	$\alpha = 0.333$
技術提案の実現の確実性が極めて低いと判断される場合	評価C	$\alpha = 0.000$

イ 積算内訳説明書の記載内容については、必要に応じてヒアリングを実施できることとし、その際には別途追加資料を求めることができる。

ウ 積算内訳説明書に不備がある者については、評価Cとする。

エ 期限までに積算内訳説明書を提出しなかった者のした入札は無効とする。

(4) 低入札価格調査制度との関係

ア 総合評価落札方式の入札を行った結果、低入札価格調査基準価格未満で応札した者が、提出された積算内訳説明書に基づき技術評価を行った上で落札候補者となった場合は、その者に対して低入札価格調査を実施するが、その際の失格判断には技術評価時に提出された積算内訳説明書を用いる。

イ 確実性審査に係る手続きは、総合評価落札方式における評価値算出の過程であり、積算内訳説明書において失格基準価格を下回っている場合でも失格とはならず、この入札参加者が落札候補者となった段階で低入札価格調査を実施し、失格の判断を行うことになることに注意すること。

III-2-1-2 確実性審査の適用区分

確実性審査の適用区分については、当面、次のとおりとする。

(1) 適用工事

ア 標準型総合評価落札方式を試行する工事のうち、WTO対象工事

イ ア以外の工事で、総合評価審査委員会において必要と認められた工事

(2) 適用区分表

型式等		施工体制評価の適用
標準型	WTO対象工事	適用する
	上記以外	適用しない
簡易型		

III-2-2 詳細設計付施工発注方式及び契約後VEの併用

総合評価落札方式を適用する工事において、詳細設計付施工発注方式及び契約後VEとの併用を検討できる。なお、上記対象工事について、次のとおり例示する。

例1)

- 機械設備、電気設備、補修工事等の工事のうち、
- ・設計業者よりもメーカーに総合的ノウハウが蓄積されているような場合
 - ・設計と施工が密接に関連しているような場合

等の特殊性を有する工事で、施工者が詳細設計等を実施することで効率的な施工等を期待できるもの

例2)

工事契約後の技術提案により工事目的物の「機能」を低下させることなく「コスト」を縮減させる提案を期待できるもの

III-3 簡易型総合評価落札方式

III-3-1 適用区分

(1) 施工計画審査タイプI型

予定価格が2億5千万円以上5億円未満の工事とする。

(2) 施工計画審査タイプII型・施工実績審査タイプ

上記タイプは、発注標準と整合を図り、次表の「工事技術的難易度による選定基準」によりタイプを選定する。

また、予定価格が7千万円未満で、総合評価審査委員会において必要と認められた工事は、施工実績審査タイプ型とする。

表B 【工事技術的難易度による選定基準】

事業分類 (※1)	工事区分	(予定価格) 2億5千万円 1億円 7千万円	(2億5千万円以上は、施工計画審査タイプI型)			
			低 ← 工事技術的難易度 → 高			
			施工実績審査タイプ		施工計画審査 タイプII型	
			I	II	III	IV(※2)
河川	堤防、護岸、床止め・床固め、浚渫、維持	易	やや難	難		
	樋門・樋管、水路トンネル(推進、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難	
	堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル、シールド、開削)		易	やや難	難	
ダム	堤体工				易	やや難
海岸	堤防、護岸、養浜、浚渫、維持	易	やや難	難		
	突堤、離岸堤		易	やや難	難	
砂防・ 地すべり ・急傾斜	渓流保全工、維持	易	やや難	難		
	えん堤、斜面対策、山腹工、急傾斜地崩壊対策		易	やや難	難	
道路	舗装、道路付属施設、切土工、盛土工、斜面安定・法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、維持など	易	やや難	難		
	共同溝(推進、開削)、橋梁上部橋梁下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難	
	トンネル(山岳、シールド、開削)、共同溝(シールド)			易	やや難	難
公園		易	やや難	難		
港湾 ・漁港	ブロック類製作	易	やや難	難		
	浚渫揚土工事、防波堤(ブロック式)岸壁(杭式桟橋除く)、地盤改良基礎、ケーソン製作		易	やや難	難	
	防波堤(ケーソン式)、岸壁(杭式桟橋)			易	やや難	難
下水道	管渠(開削工法・推進工法)、ポンプ場、処理場		易	やや難	難	
	管渠(シールド工法・トンネル工法)			易	やや難	難

(※1) 上記の事業分類は、代表的な事業であり、適用にあたっては「工事技術的難易度評価手順…工事区分別技術的難易度対応表」を参照

(※2) 工事技術的難易度ランクIVの工事は、予定価格により施工実績審査タイプか施工計画審査タイプII型を判断する。

III-3-2 評価項目

III-3-2-1 簡易な施工計画

(1) 基本的な考え方

- ア 施工計画審査タイプI型は、次表①②③の3項目とする。
- イ 施工計画審査タイプII型は、次表①②③のうち、2項目を選択する。

簡易な施工計画の項目	
① 工程管理に係る技術的所見	様式-1
② 品質管理に係る技術的所見	様式-2
③ 施工上の対処すべき技術的所見	様式-3

※ 施工計画審査タイプI型で、旧橋解体など②品質管理に係る技術的所見の設定が困難な場合は、求める項目は3項目のままとし、項目①②③を工事の特性に応じて①③③等に変更できるものとする。

ウ 選択した項目について、上表に示す様式により、入札参加者から簡易な施工計画を求める。(「IV-4 様式集」 参照)

(2) 簡易な施工計画の項目

① 工程管理に係る技術的所見

工程管理とは、所定の工期内に与えられた工事を、高品質、低費用、短時間という、相反するような3つの目標を満足させて完成させることを目的に、計画工程表に基づく工事の進捗度管理を通じて、計画と実態の差異を把握、見直しなどをすることにより、契約条件に示された基準を満足する土木構造物を所定の工期内に完成していくための管理のことである。

こうした工程管理をより適正に行うための技術的所見について、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、2項目を選択することを基本とする。

- ア 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項
- イ 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫に関する事項
- ウ 複数工事による輻輳、周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止を図るために、作業の円滑化等を目的として、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項
- エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）

② 品質管理に係る技術的所見

当該工事において、重要度の高い工事目的物を明示したうえで、これに係る品質管理について、技術的所見を求める。品質管理において求める技術的所見は、仕様書等に規定されている一般的・標準的な技術を求めているものではなく、工事目的物の品質を確保するための、より確実かつ向上させるような技術的な工夫を求めるものである。

重要度の高い工事目的物において、品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的所見について、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、コンクリート構造物、土工、軟弱地盤対策等の評価テーマを設定したうえで、2項目を選択することを基本とする。

- ア 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために使用材料や機材等における技術的な工夫に関する事項
- イ 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項
- ウ 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工後かつ工事期間内に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項
- エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）

③ 施工上の対処すべき技術的所見

当該工事における現地条件等を踏まえ、施工上の対処すべき技術的所見を求める。施工上の対処すべき技術的所見は、仕様書等に規定されている対応方法に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫を求めるものであり、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、2項目を選択することを基本とする。

- ア 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫に関する事項
- イ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫に関する事項
- ウ 一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項
- エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）

【注意事項】

求める項目及び求める事項は、工事技術的難易度評価における大項目（「構造物条件」、「技術特性」、「自然条件」、「社会条件」、「マネジメント特性」）及び小項目（規模・形状等の構造物の条件、工法等の技術特性、気象等の自然条件、騒音振動等の社会条件、安全管理等のマネジメント特性など）の評価結果を参考に、工事の性格・内容等に応じて、重要度の高い項目を選択すること。なお、工事技術的難易度評価の項目と、技術的所見の求める項目・事項との関連性を、次表のとおり参考に示す。

工事技術的難易度評価小項目と主に対応すると想定される「簡易な施工計画」の項目

項目	事項	工事技術的難易度評価項目																					
		構造物条件			技術特性			自然条件				社会条件				マネジメント特性							
		規模	形状	その他	工法	その他	湧水・地下水	軟弱地盤	作業用道路ヤード	気象・海象	その他	地中障害物	近接施工	騒音・振動	水質汚濁	作業用道路ヤード	現道作業	その他	他工区調整	住民対応	関係機関対応	工程管理	品質管理
① 工程管理 に係る 技術的所見	異常気象等の緊急時の対応について、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	○					△		△	○					△	△							
	工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	○	△		△		△	△	△			△	△	△	△	△	△			○			
	複数工事による輻輳、周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止のための作業の円滑化等を目的として、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	○					△	△	△									○	○	○			
	その他																						
② 品質管理 に係る 技術的所見	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫	△	○		○		○	○		○											○		
	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫	△	○		○		○	○		○											○		
	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工後かつ工事期間内に行う品質管理に係る技術的な工夫	△	○		○		○	○		○											○		
	その他																						
③ 施工上の 対処すべき 技術的所見	周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫											○	○	○	○	○							
	より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫									○						○					○		
	一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫								○							○	○				○		
	その他																						

※ ○：主に対応すると想定される項目 、 △：対応が想定される項目

(3) 各事項における技術的所見

技術的所見は、各事項ごとに1つ求めるものとする。

(4) 簡易な施工計画の評価基準・方法等

ア 評価基準

(ア) 簡易な施工計画の配点は、各項目5.00点満点とする。

(イ) 評価対象として選択したチェック項目の内、加点評価した割合で配点の計算を行う。
(「表D」 参照)

イ 評価方法

(ア) 配点は、表Dにおいて、評価(B)の合計数を、評価対象(A)として選択した数で割った値に、5.00点（満点）を乗じた値とする。

(イ) 算出された配点は、小数第3位切り捨て2位止めとする。

(ウ) 加点評価について

様式1、様式2、様式3の評価について、「○」、「-」、「×」を記載する。

○：加点評価の対象とする

-：加点評価の対象としない

×：実施不可

(エ) 簡易な施工計画の評価の扱い

加点評価の扱いは、次表のとおりとする。

	採否	履行等	評価結果の確認
○：加点評価する	採用	履行確認し、 不履行の場合は 減点対象	入札参加者は発注者に対し、落札者 等の通知の日の翌日から起算して5 日（休日を除く。）以内に書面によ り説明を求めることができる。※
-：加点評価しない		履行確認しない	
×：実施不可	採用しない	実施不可	発注者から入札参加者に対し、文書 により通知

※： 評価結果の説明については、次のような技術提案へのアドバイスとなるような質問について
は回答しない。

- (例) • 各項目について、それぞれ何点獲得できたか？
• 評価された提案について、どのような点が評価されたか？
• もし、〇〇〇〇という提案をしていれば、評価されたか？

ウ 留意事項

(ア) 簡易な施工計画の審査において以下の場合は、該当する技術的所見の全ての評価対象項目について加点評価しないものとする。

- 1) 工事名が間違っているもの
- 2) 様式の枚数を守っていないもの
- 3) 品質管理に係る技術的所見において、設定した評価テーマと明らかに異なる技術的所見が含まれるもの
- 4) 記載どおりに行うと品質が確保できない、又は危険なもの

(イ) 簡易な施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、該当する技術的所見は加点評価しないものとする。

- 1) 目的・方法、効果、範囲等が具体的でないもの、不明確なもの、不十分なもの
(解説・事例等)

- ① 曖昧な表現は、記載内容について履行するかしないかが不明確であるため評価しない。
(「原則として～」、「～するよう努める」、「～を検討する」、「必要に応じて～する」、「できる限り～する」)
- ② 効果が数値等で具体的に示されていない場合は、評価が困難となる場合がある。
また、使用材料や機材などの適用条件が、現場条件に合致しない場合は、効果があると判断できないため評価しない。
実施することで品質の低下が懸念される内容は評価しない。
- ③ 技術的所見でNETIS掲載の新技術については、NETIS番号のみを明記し、NETIS掲載以外の新技術・新工法・特許工法等がある場合、該当する様式（様式Ⅰ又はⅡ-1～3）とは別に、必要に応じて、1つの技術的所見につき、その技術内容や効果が把握出来るカタログ等の資料を1枚に限り、添付可能とする。
なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。

- 2) 一般的・標準的なもの

(解説・事例等)

- ① 共通仕様書や特記仕様書の記載内容をそのまま記載しているような場合は評価しない。
- ② 気象情報や緊急地震情報の入手など、誰もが入手可能な手段の活用のみでは評価しない。
- ③ 着手前の工事区域に隣接する住民に対する工事内容の説明など、明らかに一般的なものは評価しない。

- 3) オーバースペックであるもの

(解説・事例等)

技術的所見は品質低下を招く要因となるような多大な費用を要する内容を求めるものではない。
こうした過大な提案（オーバースペック）は評価しない。
オーバースペックと判断する（した）場合がある事例については、Ⅲ-2「標準型総合評価落札方式」(3)ウ「過大な提案（オーバースペック）について」を参考にすること。
なお、この事例については、現場条件、工事特性等により必ずしもオーバースペックと判断されるわけではないことに留意すること。

(ウ) 簡易な施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、実施不可とし、開札前に当該技術的所見を「採用しない」旨、提案者に文書により通知するものとする。

- 1) 記載どおりに行うと品質が確保できない、又は危険なもの

表D

簡易な施工計画 評価表

入札予定日

項目	評価対象(A)	評価(B)	評価対象チェック項目			評価
			チェック項目	評価内容	評価数	
①工程管理に係る技術的所見	□ア		ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止	左記に関する適切な記述がある	<input checked="" type="checkbox"/>	□履行OK
	□イ	1	イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化	左記に関する適切な記述がある	1	<input checked="" type="checkbox"/> 履行OK
	□ウ		ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等	左記に関する適切な記述がある	<input checked="" type="checkbox"/>	□履行OK
	□エ	1	エ その他()	左記に関する適切な記述がある	1	<input checked="" type="checkbox"/> 履行OK
	2項目			総評価数	2	総確認数 2 5.00
②品質管理に係る技術的所見	□ア		ア 品質の確保・向上を図るために使う使用材料や機材等の技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	<input checked="" type="checkbox"/>	□履行OK
	□イ		イ 品質の確保・向上を図るために、施工中に行う技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	<input checked="" type="checkbox"/>	□履行OK
	□ウ		ウ 品質の確保・向上を図るために、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	<input checked="" type="checkbox"/>	□履行OK
	□エ		エ その他()	左記に関する適切な記述がある	<input checked="" type="checkbox"/>	□履行OK
	O項目			総評価数	O	総確認数 O
③施工上の対処すべき技術的所見	□ア	1	ア 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	1	<input checked="" type="checkbox"/> 履行OK
	□イ		イ 安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	<input checked="" type="checkbox"/>	□履行OK
	□ウ	0	ウ 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫	左記に関する適切な記述がある	0	□履行OK
	□エ		エ その他()	左記に関する適切な記述がある	<input checked="" type="checkbox"/>	□履行OK
	2項目			総評価数	1	総確認数 1 2.50

※ 各評価毎に1つの所見とし、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する項目を評しない。

※ 「履行確認チェック」欄の「確認数」は、各事項毎に加点評価した技術的所見（「評価数」欄に記載された評価数）について、その履行が確認された技術的所見数を記載し、「チェック」欄は「評価数」と「確認数」が同じ場合のみチェックする。

III-3-2-2 企業の施工能力

(1) 工事実行成績 標準評価項目

工事実行成績 標準評価項目

技術評価項目		評価基準			評価点
企業の施工能力	工事実行成績	建設管理部発注工事の当該工事と同じ入札参加資格による工事実行成績の平均点	(標準評価項目)	(点数範囲は、各建設管理部で設定)	(最大 7.75) (※1)
				93点 ≦ 平均点	7.50
				91点 ≦ 平均点 < 93点	7.00
				89点 ≦ 平均点 < 91点	6.50
				87点 ≦ 平均点 < 89点	6.00
				85点 ≦ 平均点 < 87点	5.50
				83点 ≦ 平均点 < 85点	5.00
				81点 ≦ 平均点 < 83点	4.50
				79点 ≦ 平均点 < 81点	4.00
				77点 ≦ 平均点 < 79点	3.50
				平均点 < 77点	3.00

※1 地域選択項目の評価基準（平均点が93点を超える範囲の評価基準）については、各建設管理部で、地域の状況を勘案し、次に従い設定することができる。

- ・地域選択項目の評価基準は、地域枠の工事に設定できる。（全道枠の工事（施工計画審査タイプI型等）には設定しない。）
- ・93点を超える点数範囲の設定は、整数値とする。
- ・評価点は7.50～7.75の間で細分して設定でき、評価点の最大は7.75点とする。

ア 評価対象の範囲

全道における各建設管理部の当該工事と同じ入札参加資格の種類による工事を評価する。

イ 評価対象期間

- (ア) 工事実行成績は、過去2年間の平均点を基本とする。ただし、過去2年間に実績がない企業については、当面の措置として、過去4年間（鋼橋上部工事については、過去8年間）の平均点で評価を行う。
- (イ) 過去2年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、2年前の1月1日から前年度の12月31日までにし、その後引渡が完了した工事として設定する。
(公告日が令和5年度の場合、令和3年1月1日～令和4年12月31日の期間に完成し、その後引渡を完了した工事とする。工事完成検査及び引渡は次年になる場合も対象となる。)
- (ウ) 過去4年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、4年前の1月1日から前年度の12月31日までに完成し、その後引渡が完了した工事として設定する。
(公告日が令和5年度の場合、平成31年1月1日～令和4年12月31日の期間に完成し、その後引渡を完了した工事とする。工事完成検査及び引渡は次年になる場合も対象となる。)
- (エ) 過去8年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、8年前の1月1日から前年度の12月31日までに完成し、その後引渡が完了した工事として設定する。
(公告日が令和5年度の場合、平成27年1月1日～令和4年12月31日の期間に完成し、その後引渡を完了した工事とする。工事完成検査及び引渡は次年になる場合も対象となる。)

(参考) 令和5年度の発注工事の場合（公告日が、R05/4/1～R06/3/31）

評価対象期間	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06
	1/1 12/31	1/1 12/31	1/1 12/31	1/1 12/31	1/1 12/31	1/1 12/31	1/1 12/31	1/1 12/31	1/1 12/31	1/1 12/31	1/1 12/31
・過去2年間											
過去2年間に実績の無い場合											
・過去4年間（鋼橋上部は除く）											
・過去8年間（鋼橋上部のみ）											
											令和 5 年度

ウ 評価基準

- (ア) 当該工事と同じ入札参加資格による工事施行成績の平均点とする。
- (イ) 上表のとおり、工事施行成績の平均点77点未満を3.00点とし、工事施行成績2点毎10段階0.50点刻みとする。

エ その他

- (ア) 平均点は、小数第2位を切り捨て1位止めとする。
- (イ) 実績がない企業は、工事施行成績を65点として扱う。
- (ウ) 法令遵守により工事施行成績を減点した工事は、次により取り扱う。

※工事施行成績が減点されている工事の取り扱い

法令遵守（指名停止2ヶ月未満）により工事施行成績が減点されている対象工事については、減点適用期間を最初の1年とし、次年度以降は減点される以前の点数で平均点を算出する。

（※ 法令遵守（指名停止2ヶ月以上）の場合は、この取り扱いは行わない。）

【ペナルティによる減点に対する工事施行成績評定点の取扱い例】

D工事 令和5年5月入札の場合（令和5年12月20日完成）

評価対象期間	令和3年1月1日～令和4年12月31日	・過去2年間
評価対象工事	・A工事（令和3年9月30日完成）	成績81点
	・B工事（令和4年8月30日完成）	成績71点
	・C工事（令和4年12月25日完成）	成績84点

評価基準点【平均点】

$$(A+B+C) / 3 = (81+71+84) / 3 = 78.666 \text{点} \approx 78.6 \text{点}$$

- ・ペナルティにより減点13点の工事。
- ・減点前の成績84点
- ・評価は1年前の工事のため減点後の成績

- ・ペナルティによる減点後の評定を対象とし平均点を算出する。

E工事 令和6年5月入札の場合

評価対象期間	令和4年1月1日～令和5年12月31日	・過去2年間
評価対象工事	・B工事（令和4年8月30日完成）	成績84点
	・C工事（令和4年12月25日完成）	成績84点
	・D工事（令和5年12月20日完成）	成績85点

評価基準点【平均点】

$$(B+C+D) / 3 = (84+84+85) / 3 = 84.333 \text{点} \approx 84.3 \text{点}$$

- ・評価は2年前の工事のため減点前の成績

- ・ペナルティによる減点前の評定を対象とし平均点を算出する。

(2) 工事等優秀者表彰 標準評価項目

工事等優秀者表彰 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
企業の施工能力	北海道建設部工事等優秀者表彰	過去3年間に表彰あり（各建設管理部で年1回適用） なし	0.50 0.00

ア 評価対象の範囲

- (ア) 当該工事と同じ入札参加資格の種類の北海道建設部工事等優秀者表彰を評価する。
- (イ) 北海道新技術・新製品開発賞（道経済部）の受賞企業も評価対象とする。
- (ウ) 道の推薦による国土交通省の表彰制度についても、必要に応じ評価対象とすることができる。

イ 評価対象期間

- (ア) 過去3年間を基本とする。
- (イ) 過去3年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、3年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に受賞した表彰として設定する。
(公告日が令和5年度の場合、令和2年4月1日～令和5年3月31日の期間に受賞した表彰とする。)

ウ 評価基準

- (ア) 配点は0.50点とし、各建設管理部において年1回適用（落札するまで）できる。
(年1回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、1回限りとする。)
(公告日が令和5年度の場合、令和5年4月1日～令和6年3月31日の公告工事で1回限り。)
- (イ) 「申請」は、申請した各建設管理部において工事を落札するまで申請ができる。
ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、0点として評価値を算出する。
なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順）で判断することとし、評価点事後審査方式を含むものとする。
また、同一入札日で複数申請している工事の内、施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事（以下、「提出対象工事」という。）がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後、提出対象工事を入札整理番号順に判断する。
- (ウ) 共同企業体において、構成員の複数に表彰実績がある場合においても「申請」は単体における場合と同様の扱いとし、「申請」による落札以後は、その構成員は申請できない。（「III-3-3 共同企業体」 参照）
- (エ) (3)の「建設管理部工事優良企業表彰」と重複して評価できる。

(3) 建設管理部工事優良企業表彰 標準評価項目

建設管理部工事優良企業表彰 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
企業の 施工能力	建設管理部工事優良 企業表彰	過去2年間に表彰あり (受賞した建設管理部で年1回適用) なし	0.50 0.00

ア 評価対象の範囲

求める表彰の種類は、各建設管理部における工事優良企業表彰とし、詳細は表彰した各建設管理部により定める。

(詳細の設定例：評価対象とする表彰は、当該工事と同じ入札参加資格の種類の建設管理部工事優良企業表彰)

イ 評価対象期間

(ア) 過去2年間を基本とする。

(イ) 過去2年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、2年前の4月1日から前年度3月31日までの期間に受賞した表彰として設定する。

(公告日が令和5年度の場合、令和3年4月1日～令和5年3月31日の期間に受賞した表彰とする。)

ウ 評価基準

(ア) 配点は0.50点とし、受賞した建設管理部において年1回適用（落札するまで）できる。（年1回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、1回限りとする。）

(公告日が令和5年度の場合、令和5年4月1日～令和6年3月31日の公告工事で1回限り。)

(イ) 「申請」は、受賞した各建設管理部において工事を落札するまで申請ができる。

ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、0点として評価値を算出する。

なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順）で判断することとし、評価点事後審査方式を含むものとする。

また、同一入札日で複数申請している工事の内、施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事（以下、「提出対象工事」という。）がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後、提出対象工事を入札整理番号順に判断する。

(ウ) 共同企業体において、構成員の複数に表彰実績がある場合においても「申請」は単体における場合と同様の扱いとし、「申請」による落札以後は、その構成員は申請できない。（「III-3-3 共同企業体」 参照）

(エ) (2)の「工事等優秀者表彰」と重複して評価できる。

(4) ISOマネジメントシステム 標準評価項目

ISOマネジメントシステム 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
企業の 施工能力	ISOマネジメント システムの取得	ISO9001を取得 上記以外	0.50 0.00

ア 評価対象の種類

ISO9001 の取得を評価する。

イ 評価基準

有効期限が公告日以後のものを評価対象とする。

(5) 地域精通度（施工実績） 標準評価項目

地域精通度（施工実績） 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
企業の施工能力	地域精通度（施工実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50
			1.00
			0.50
			0.00

ア 評価対象工事

各建設管理部発注の最終請負金額5百万円以上の工事を対象とする。

イ 評価対象期間

(ア) 過去15年間を基本とする。

過去15年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、15年前の4月1日から前年度の3月31日までに完成し、その後引渡が完了した工事として設定する。

(公告日が令和5年度の場合、平成20年4月1日～令和5年3月31日の期間に完成し、その後引渡が完了した工事。工事完成検査及び引渡が次年になる場合も対象となる。)

ウ 評価基準

- (ア) 施工計画審査タイプI型（全道枠の専門工事タイプも含む）は、全道枠の工事のため適用しない。
- (イ) 施工計画審査タイプII型及び施工実績審査タイプ型（地域枠の専門工事タイプも含む）は、地域枠の工事として工事内容等に応じて、次表の適用1～4の中から各建設管理部において選択する。
- (ウ) 「隣接」の扱いは、地域の実情等に応じて各建設管理部で定義できることとする。

技術評価項目		評価基準		評価点
地域精通度	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	適用1	工事箇所が存する建設管理部管内	1.50
			上記に隣接する建設管理部管内	1.00
			道内	0.50
			なし	0.00
		適用2	工事箇所が存する総合振興局・振興局管内	1.50
			上記に隣接する総合振興局・振興局管内	1.00
			道内	0.50
			なし	0.00
		適用3	工事箇所が存する建設管理部出張所管内	1.50
			工事箇所が存する建設管理部管内	1.00
			上記に隣接する建設管理部管内	0.50
			なし	0.00
		適用4	工事箇所が存する市町村	1.50
			工事箇所が存する建設管理部出張所管内	1.00
			工事箇所が存する建設管理部管内	0.50
			なし	0.00

エ その他

施工実績に該当する工事が複数ある場合、入札参加者は、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択の上、施工実績を証明する資料として、コリンズ（工事実績情報サービス）の登録内容確認書（工事実績）の写しを提出する。

III-3-2-3 配置予定技術者

(1) 主任(監理)技術者の資格 標準評価項目

主任(監理)技術者の資格 標準評価項目

技術評価項目	評価基準	評価点
配置予定 技術者 の資格	技術士 又は 有資格期間5年以上の 一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00
	一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75
	有資格期間10年以上の 二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士	0.50
	有資格期間5年以上の 二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士	0.25
	上記以外	0.00

ア 評価対象の種類

技術士及び一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士を評価する。

イ 評価対象期間

一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士の有資格期間は、当該工事の公告時点における有資格年数で評価する。

ウ 評価基準

- (ア) 求める資格の種類は、技術士及び一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士とするが、工種に応じて設定できる。(「IV-3 参考資料」別表ア 参照)
(イ) 求める技術士の分野は、建設部門とする。

エ その他

- (ア) 必要に応じて、舗装施工管理技術者、地すべり防止工事士、水産工学技士、PC技士等を評価項目に追加することができる。(「IV-3 参考資料」別表イ 参照)
(イ) 舗装工事に係る資格を乙型共同企業体(分担施工方式)において追加した場合は、舗装工事を担当する構成員の配置予定技術者で評価する。
(「III-3-3 共同企業体・企業合併等」(1)ウ(イ) 参照)

(2) 主任(監理)技術者の継続教育 標準評価項目

主任(監理)技術者の継続教育 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
配置予定 技術者	主任(監理)技術者 の継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得） なし	0.50 0.00

ア 評価対象の種類

評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。

団体名	推奨単位				
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット以上	40 ユニット以上	60 ユニット以上	80 ユニット以上	100 ユニット以上
(公社)土木学会	50 単位以上	—	—	—	—
(公社)日本技術士会	50 CPD時間以上	—	150 CPD時間以上	—	—

(注) 推奨単位は、各団体が示す令和5年1月末現在の数字

イ 評価基準

- (ア) 配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。
- (イ) 推奨単位は上表のとおりとする。
- (ウ) 推奨単位の1年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。
(公告日が令和5年度の場合、令和5年3月31日迄の1年間とする。)
- (エ) 推奨単位の2年間以上は、必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。
(2年間の場合、前々年度及び前年度の2年間)

【注意事項】

令和元年度後半以降の新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う講習会等の開催回数減少を踏まえ、令和5年度の評価基準は特例措置を実施する場合がある。（別途通知を参照）

(3) 主任(監理)技術者の建設管理部優秀現場代理人表彰 標準評価項目

主任(監理)技術者の継続教育 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
配置予定 技術者	主任(監理)技術者の建設管理 部優秀現場代理人表彰	過去3年に表彰あり なし	0.50 0.00

ア 評価対象の種類

求める表彰の種類は、全道の建設管理部における優秀現場代理人表彰とする。

イ 評価対象期間

- (ア) 過去3年間を基本とする。
- (イ) 過去3年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、3年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に配置予定技術者が受賞した表彰として設定する。
(公告日が令和5年度の場合、令和2年4月1日～令和5年3月31日の期間に受賞した表彰とする。)

ウ 評価基準

- (ア) 過去3年間に表彰がある場合、評価する。

- (イ) 全道の建設管理部における表彰についても評価対象とする。

- (ウ) 各建設管理部内の兼任予定の他工事と重複して評価しない。

なお、兼任予定の他工事が、次のいずれかの場合は評価対象とする。

- ・当該工事の競争入札参加資格申請時点で、他工事の契約工期の終期が入札日の前日までであること。（受注者の責によらない工期の延長の場合は、工期延長前の工期で判断する。）
- ・当該工事の競争入札参加資格申請時点で、他工事の工事完成を通知していること。

- (エ) 「申請」は、申請した各建設管理部において、工事を落札するまで申請ができる。

ただし、同一の技術者で複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、0点として評価値を算出する。

なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順）で判断することとし、評価点事後審査方式を含むものとする。

また、同一入札日で複数申請している工事の内、施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事（以下、「提出対象工事」という。）がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後、提出対象工事を入札整理番号順に判断する。

- (オ) 評価対象は、表彰時に在籍していた会社と同一の所属として申請された場合に限るものとし、表彰時と異なる会社で申請された場合は評価しないものとする。

ただし、表彰受賞後に合併、事業譲渡があった場合は、「表彰時に在籍していた会社」を合併後存続会社及び譲受会社として取り扱って差し支えない。

【注意事項】

主任(監理)技術者の兼任、適用回数については、次項の「(4) その他」も確認すること。

(4) その他（主任（監理）技術者の場合）

(ア) 建設業法上兼任配置を認める場合の評価の扱いについては、次の通りとする。

主任（監理）技術者の	兼任の場合
(1)資格	重複して評価できる。
(2)継続教育	重複して評価できる。
(3)建設管理部優秀現場代理人表彰	各建設管理部内の兼任予定の工事と重複して評価しない。

（参考例）ある監理技術者が、年度内に複数工事を担当する場合

甲 建設 管理 部	工事A (監理技術者)			監理技術者の想定 (1)資格 →一級土木施工管理技士 (2)継続教育 →推奨単位以上取得 (3)建設管理部 優秀現場代理人表彰 →2年前に受賞
	公告	参加申請	入札日 (監理技術者)	
	公告	参加申請	入札日 (監理技術者)	
工事A	評価	評価	評価	評価
工事B	評価	評価	評価しない (兼任の工事Aで適用済のため)	評価 (適用済工事Aは入札までに完成のため) (兼任の工事Bで非適用のため)
工事C	評価	評価	評価	

(イ) 入札参加者が技術評価項目申請書を提出する際、配置予定技術者を特定できず複数の候補者がいる場合は、各候補者の中から評価が最も低い1名で申請すること。

（申請した配置予定技術者と実際の配置技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、減点の対象となるので注意すること。）

(ウ) 表彰を評価された配置予定技術者(以下、予定技術者)により工事(以下、表彰評価工事)を受注したが、実際には別の技術者を配置した場合、表彰評価工事が完成するまでは、他工事の入札参加申請で当該予定技術者の表彰は評価しないので留意すること。

III-3-2-4 担い手の育成・確保

(1) 技術者の追加配置 標準評価項目

技術者の追加配置 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
担い手の 育成・確保	技術者の 追加配置	一級・二級土木施工管理技士 又は 一級・二級建設機械施工技士の追加配置あり	0.50
		なし	0.00

ア 評価対象

技術、技能の承継を図るために一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士の資格を有し、他工事の主任(監理)技術者となっていない者を、当該工事の主任(監理)技術者に加えて配置した場合に評価する。

イ 評価基準

求める資格の種類は、一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士とするが、工種に応じて設定できる。(「IV-3 参考資料」別表ア 参照)

ウ その他

- (ア) 追加配置予定技術者の兼任配置を認める場合の評価の扱いについては、同一市町村の範囲内とする。
- (イ) 技術評価項目申請書には追加配置予定技術者を1名記載すること。なお、追加配置技術者は、申請された者の他にも複数名配置できる。また、追加配置技術者の変更は可能であるが、変更後の追加配置技術者は評価基準を満たすこと。

(2) 技術職員の育成・確保【地域での選択項目】 標準評価項目

技術職員の育成・確保【地域での選択項目】 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
担い手の 育成・確保 (地域での 選択項目)	技術職員の 育成・確保	①若手技術者の 育成・確保(※1)	技術職員の35歳未満の割合が15%以上、 又は、新規技術者(35歳未満)が1%以上
		②技術職員総数 の確保 (※2)	技術職員の総数が同数以上 技術職員の総数の減少数が1~2人、又は、 減少率が4%以下 (※3) 技術職員の総数の減少数が3人、又は、 減少率が6%以下 (※3)
		上記該当なし	

(※1) 公告日の直近の経営事項審査の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」による

(※2) 公告日の直近と、その前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較

(※3) 減少数=(直近の前の技術職員の総数)-(直近の技術職員の総数)

減少率=(減少数)/(直近の前の技術職員の総数)×100% (小数点以下は切捨)

ア 評価対象

(ア) ①若年技術職員の育成・確保

公告日の直近通知日の経営事項審査の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」において、加点評価された企業を評価する。

(イ) ②技術職員総数の確保

技術職員総数の確保は、直近の経営事項審査申請時の技術職員の総数が、公告日の直近の前の通知日の経営事項審査申請時の技術職員の総数と比較して同数以上、又は、3人以下若しくは6%以下の減少の場合に評価する。

イ 評価基準

(ア) 項目①若年技術職員の育成・確保の評価点と、項目②技術職員総数の確保の評価点を比較して、評価点の大きいものを「技術者の育成・確保」の評価点とする。

(イ) 評価点は、次項III-3-2-4(3)と合わせてI型で2.50点、その他で2.00を標準とする。

(3) 担い手の育成・確保【地域での選択項目】 標準評価項目

担い手の育成・確保【地域での選択項目】 標準評価項目

技術評価項目		評価基準		評価点 I型 2.50 その他 2.00 指定した 項目の 合計点		
担い手の育成・確保 (地域での選択項目)	新規の雇用	新規の雇用あり				
		なし				
労働環境改善	雇用環境への取組	建設雇用への取組あり				
		なし				
	仕事と家庭の両立支援の取組	(※1) の場合	仕事と家庭の両立支援の取組あり			
			なし			
		(※2) の場合	「北海道あつたかファミリー応援企業」の認定あり 又は 「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「仕事と子育て・介護等の両立」取組あり 次世代育成支援法の「一般事業主行動計画」策定届あり			
			なし			
高年齢者 継続雇用	高年齢者継続雇用の取組あり		その他 2.00			
	なし					
女性の活躍支援		(※1) の場合	女性の活躍支援の取組あり			
			なし			
		(※2) の場合	「北海道なでしこ応援企業」の認定あり 又は 「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「女性」取組あり 女性活躍支援法の「一般事業主行動計画」策定届あり			
			なし			
地域の技能士 の活用	計画あり					
	なし					
ICT活用の取組	前年度に当該建設管理部発注の「ICT活用モデル工事」で ICT施工に取組・完成した実績あり					
	なし					
(地域独自 設定項目)	(各発注機関が独自に設定できる項目とする)					

※ 指定項目は3項目以上とし、各建設管理部で設定できる。

- (※1) 【施工計画審査タイプ、施行実績審査タイプ、専門工事タイプ(舗装等)】・・・総合評価落札方式の適用区分が、令和5・6年度北海道建設工事等競争入札参加資格審査において格付評価する種類（一般土木工事、舗装工事、建築工事、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事、電気工事、管工事）を対象にしている場合。
- (※2) 【専門工事タイプ(鋼橋工場製作)等】・・・総合評価落札方式の適用区分が、令和5・6年度北海道建設工事等競争入札参加資格審査において格付評価しない種類（鋼橋上部、塗装工事、道路標識設置工事、造園工事、機械器具設置工事）を対象にしている場合。
- (※3) 本表の評価点は、III-3-2-4(2)及び(3)を合わせた評価点としているので留意すること。

ア 評価項目の選択等

III-3-2-4(2)及び(3)の表の技術評価項目の中から、地域の実情等に応じて、各建設管理部が3項目以上の指定項目及び配点を設定し評価する。

イ その他

各評価項目の詳細については、別表1による。

別表1

担い手の育成・確保【地域での選択項目】

技術評価項目	留意事項等
新規の雇用	<p>【評価対象】 評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</p> <p>(ア) 過去5年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者を（卒業年度を含む4ヶ年度以内）雇用した企業。</p> <p>(イ) 過去5年間において、建設業の許可を受けていた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。</p> <p>なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 令和5年4月1日時点で3ヶ月を超える継続雇用関係にある者とする。（継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）とする。） • 採用時点において、満35歳未満の者とする。 <p>※ 対象年齢の拡大や、高齢者雇用安定法に基づき雇用した企業を評価対象とする等、地域の就労環境に応じて、各建設管理部で独自に評価対象の条件等を設定できる運用とする。</p> <p>【評価期間】 過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。 (公告日が令和5年度の場合、平成30年4月1日～令和5年3月31日の期間とする。)</p> <p>【評価基準】</p> <p>(ア) 各建設管理部において年1回の落札まで、申請ができる。</p> <p>（年1回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、1回限りとする。）（公告日が令和5年度の場合、令和5年4月1日～令和6年3月31日の公告工事で1回限り。）</p> <p>(イ) 「申請」は工事を落札するまで申請ができる。</p> <p>ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、0点として評価値を算出する。</p> <p>なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順）で判断することとし、評価点事後審査方式を含むものとする。</p> <p>また、同一入札日で複数申請している工事の内、施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事（以下、「提出対象工事」という。）がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後、提出対象工事を入札整理番号順に判断する。</p> <p>(ウ) 共同企業体において、構成員の複数に表彰実績がある場合においても「申請」は単体における場合と同様の扱いとし、「申請」による落札以後は、その構成員は申請できない。（「III-3-3 共同企業体」 参照）</p>

担い手の育成・確保【地域での選択項目】

技術評価項目	留意事項等
雇用環境への取組	<p>【評価対象】 評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</p> <p>(ア) 道内に存する事業所における北海道知事による建設雇用改善優良事業所表彰を過去3年間に受けた企業。</p> <p>(イ) 令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「通年雇用」の審査において評価された企業。</p> <p>(ウ) 若年者雇用の取組として、職員の奨学金返還の支援に取り組む企業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金返還の支援を行っている、又は行う規定を設けている企業 ・ 道内市町村の奨学金返還支援制度の認定(登録)企業となっている企業 ・ 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)のホームページにおいて企業の奨学金返還支援(代理返還)制度に登載されている企業 <p>【評価期間等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (ア)における過去3年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、3年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に受賞した表彰として設定する。 (公告日が令和5年度の場合、令和2年4月1日～令和5年3月31日の期間とする。) ・ (ウ)当該年度において、企業のホームページへの掲載、求人票・社内規約・その他企業の支援があることを確認できる書類(写し)の提出のあった企業。
仕事と家庭の両立支援の取組	<p>【評価対象】 当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の前日時点で、次のいずれかの企業を評価対象とする。(認定期間や計画期間の終了日が公告日以降のものを有効)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「仕事と子育て・介護等の両立」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出のあった企業。 ・ 「北海道あつたかファミリー応援企業」として認定され、認定証の写しの提出のあった企業。 ・ 次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届(変更届)の提出のあった企業。

担い手の育成・確保【地域での選択項目】

技術評価項目	留意事項等																																								
高年齢者 継続雇用	<p>【評価対象】</p> <p>次のいずれかの企業を評価対象とする</p> <p>①令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「高年齢者継続雇用対策」の審査において評価された企業。</p> <p>②前年度の4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、当該年度の4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価対象とする。</p> <p>②について</p> <p>(公告日が令和5年度の場合、令和4年4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、令和5年4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。令和4年4月1日が満65歳の誕生日の人を令和4年4月1日に雇用し、令和5年4月1日まで雇用した場合は評価対象となる。)</p> <p>(高年齢者継続雇用の評価の考え方)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4.4.1 令和3年度></th> <th>R5.4.1 <令和4年度></th> <th>R5.4.1 <令和5年度></th> <th>【評価の判断】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【考え方】</td> <td>……</td> <td>←この間の継続雇用が 確認できれば評価→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケース1</td> <td>★ 雇用(4月1日)</td> <td></td> <td></td> <td>○ (R4.4.1～R5.4.1継続雇用であるため)</td> </tr> <tr> <td>ケース2</td> <td></td> <td></td> <td>★ 雇用</td> <td>× (R4.4.1から雇用していないため不可)</td> </tr> <tr> <td>ケース3</td> <td></td> <td>★ 雇用</td> <td></td> <td>× (R4.4.1から雇用していないため不可)</td> </tr> <tr> <td>ケース4</td> <td>★ 雇用</td> <td>☆ 退職</td> <td></td> <td>× (R5.4.1時点で雇用していないため不可)</td> </tr> <tr> <td>ケース5</td> <td>★ 雇用</td> <td>☆ 退職</td> <td>★ 再雇用</td> <td>× (継続して雇用していないため不可)</td> </tr> <tr> <td>ケース6</td> <td>★ 雇用</td> <td></td> <td></td> <td>○ (R4.4.1～R5.4.1継続雇用であるため)</td> </tr> </tbody> </table>		R4.4.1 令和3年度>	R5.4.1 <令和4年度>	R5.4.1 <令和5年度>	【評価の判断】	【考え方】	……	←この間の継続雇用が 確認できれば評価→			ケース1	★ 雇用(4月1日)			○ (R4.4.1～R5.4.1継続雇用であるため)	ケース2			★ 雇用	× (R4.4.1から雇用していないため不可)	ケース3		★ 雇用		× (R4.4.1から雇用していないため不可)	ケース4	★ 雇用	☆ 退職		× (R5.4.1時点で雇用していないため不可)	ケース5	★ 雇用	☆ 退職	★ 再雇用	× (継続して雇用していないため不可)	ケース6	★ 雇用			○ (R4.4.1～R5.4.1継続雇用であるため)
	R4.4.1 令和3年度>	R5.4.1 <令和4年度>	R5.4.1 <令和5年度>	【評価の判断】																																					
【考え方】	……	←この間の継続雇用が 確認できれば評価→																																							
ケース1	★ 雇用(4月1日)			○ (R4.4.1～R5.4.1継続雇用であるため)																																					
ケース2			★ 雇用	× (R4.4.1から雇用していないため不可)																																					
ケース3		★ 雇用		× (R4.4.1から雇用していないため不可)																																					
ケース4	★ 雇用	☆ 退職		× (R5.4.1時点で雇用していないため不可)																																					
ケース5	★ 雇用	☆ 退職	★ 再雇用	× (継続して雇用していないため不可)																																					
ケース6	★ 雇用			○ (R4.4.1～R5.4.1継続雇用であるため)																																					
	<p>また、評価対象の高年齢者は、下記の(ア)～(ウ)のいずれかの雇用形態に該当する場合とする。</p> <p>(ア) 雇用期間の定めのない労働者。</p> <p>(イ) 一定期間（1ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上(ア)と同一の状態にあると認められる者。</p> <p>(ウ) 日々雇用される者であっても、雇用契約が更新されて事実上(ア)と同様の状態にあると認められる者。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者には、下記の1～3のいずれかの書類の提出を求める。 <ol style="list-style-type: none"> 1 健康保険被保険者証の写し 及び 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し。 2 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し 及び 出勤簿や賃金台帳等の継続雇用されていることが解る書類の写し。 3 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し 及び 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し。 																																								

担い手の育成・確保【地域での選択項目】

技術評価項目	留意事項等
女性の活躍支援の取組	<p>【評価対象】</p> <p>次のいずれかの企業を評価対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「女性活躍支援」の審査において評価された企業。 ・「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「女性」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出のあった企業。（認定期間の終了日が公告日以降のものを有効） ・「北海道なでしこ応援企業」として認定され、認定証の写しの提出のあった企業。（認定期間の終了日が公告日以降のものを有効） ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の前日時点で、女性活躍推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届(変更届)の提出のあった企業。（計画期間の終了日が公告日以降のものを有効）
地域の技能士等の活用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該建設管理部が設定した地域内に居住する技能士・基幹技能者を1名以上活用する計画を評価対象とする。 ・評価対象とする職種は、発注者において特に指定はしないが、入札参加者が計画した職種が、当該工事の作業内容に応じた職種に該当しているものを評価対象とする。 <p>【履行確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事施行中に、監督員が段階確認などの立会時に合わせて、1名以上の技能士・基幹技能者の本人確認と作業状況を確認することを原則とし、その確認状況を受注者が写真撮影し、施工計画書に添付するものとする。ただし立会時に技能士が作業していないなど監督員による作業状況等の確認が困難な場合は、受注者が技能士の本人確認及び作業状況を写真撮影し、施工計画書に添付することにより、確認することができる。
I C T活用の取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去1年間（地域の状況等により、対象期間を変更できる）に当該建設管理部でI C T活用モデル工事^(※)を受注し取組を行って完成した実績がある場合に評価対象とする。 ・施工計画審査タイプⅠ型には、適用しない。 <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間は年度単位で、各建設管理部で設定する。 (過去1年間の場合は、1年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に完成した、当該建設管理部発注の対象工事とする。) (公告日が令和5年度で、評価期間を過去1年間で設定した場合、令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間とする。) <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間に評価できる回数は、各建設管理部で設定できる。
地域独自設定項目	各建設管理部が独自に設定できる項目とする。

III-3-2-5 地域の守り手確保

(1) 主たる営業所の所在地 標準評価項目

主たる営業所の所在地 標準評価項目

技術評価項目			評価基準	評価点
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内の主たる営業所	1.00
				0.50
				0.00

ア 評価対象

主たる営業所とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 建設業許可申請書別表（建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式1号別表）の「主たる営業所」の欄に記載されているもの。
- b 会社法第27条の本店で、かつ、建設業法第3条の許可を有している営業所。

イ 評価基準

- (ア) 工事箇所と同じ地域内の主たる営業所を評価する。
- (イ) 当該工事の入札参加資格の要件に設定した地域範囲に応じて、次表の適用1～4の中から選択する。
- (ウ) 施工計画審査タイプI型には、適用しない。
- (エ) 「隣接」等の扱いは、地域の実情等に応じて各建設管理部で定義できることとする。

技術評価項目			評価基準		評価点
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	適用1	工事箇所が存する建設管理部管内	1.00
				上記に隣接する建設管理部管内	0.50
				入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00
			適用2	工事箇所が存する総合振興局・振興局管内	1.00
				上記に隣接する総合振興局・振興局管内	0.50
				入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00
			適用3	工事箇所が存する建設管理部出張所管内	1.00
				工事箇所が存する建設管理部管内	0.50
				入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00
			適用4	工事箇所が存する市町村及び隣接する市町村	1.00
				工事箇所が存する建設管理部出張所管内	0.50
				入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00

(2) 災害時の協力等 標準評価項目

災害時の協力等 標準評価項目

技術評価項目			評価基準	評価点
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	災害時の協力等	災害協定あり	0.25
			なし	0.00

ア 評価基準

- (ア) 災害時の協力は、当該年度における建設管理部等との災害協定の有無を評価するものとする。
- (イ) 施工計画審査タイプI型については、全道枠の工事であることから、全道のいずれかの建設管理部等との災害協定を評価対象とする。
- (ウ) 施工計画審査タイプII型・施工実績審査タイプ型は、地域枠の工事であることから、当該建設管理部等との災害協定を評価対象とする。

(3) 地域の安全・安心貢献度、地域経済への波及、地域社会貢献【地域での選択項目】 標準評価項目

地域の安全・安心貢献度、地域経済への波及、地域社会貢献【地域での選択項目】 標準評価項目

技術評価項目			評価基準	評価点
地域の守り手確保 (地域での選択項目)	地域の安全・安心貢献度	緊急時の応急措置の実績	過去5年間に実績あり なし	I型 2.75
		公共施設の維持管理実績	過去5年間に実績あり なし	
	地域経済への波及	地域企業の活用 (地域の実情等に応じて、適用1、適用2を選択)	適用1 地域内企業の活用比率 適用2 地域内企業の活用計画	20%以上 10%以上20%未満 10%未満 あり なし
			計画あり なし	その他 2.25
			計画あり なし	
		地域社会貢献 多様な雇用への貢献 環境対策の認定制度等	該当あり なし	指定した 項目の 合計点 ※I型施工 成績重視型 (試行は、 2.25
			該当あり なし	
	その他 (地域独自設定項目)	(各発注機関が独自に設定できる項目とする)		
		【例】 円滑な事業執行への貢献	前年度の 当該建設管理部での 対象工事の施工実績	**ポイント以上 **ポイント以上**ポイント未満 **ポイント未満 実績なし

※項目数は、配点に応じて適宜設定できる。

ア 評価対象

上記表の技術評価項目の中から、地域の実情等に応じて、各建設管理部が指定項目及び配点を設定し評価する。

イ その他

各技術評価項目の詳細については、「地域の安全・安心貢献度」は別表2、「地域経済への波及」は別表3、「地域社会貢献」は別表4、「その他」は別表5 による。

別表2

地域の安全・安心貢献度【地域での選択項目】

技術評価項目	留意事項等
緊急時の 応急措置の 実績 (※建設管 理部との 実績のみ 評価する)	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該建設管理部との道路又は河川等の緊急時の応急措置の実績を評価対象とする。 過去5年間にわたる実績を評価する。 過去5年間は当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に契約を締結した工事の実績として設定する。 (公告日が令和5年度の場合、平成30年4月1日～令和5年3月31日の期間とする。) <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時の応急措置は、過去5年間に1回以上実績がある場合に評価する。 緊急時の応急措置とは、災害時の応急工事、災害・事故等による緊急工事、点検等の緊急委託等をいう。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加者には、実施内容及び実施時期について客観的に判断できる資料（契約書の写しなど）の提出を求める。
公共施設の 維持管理の 実績 (※建設管 理部との 実績のみ 評価する ※施工計画 審査タイプ I型は、 適用除外)	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該建設管理部との道路又は河川等の維持委託業務・道路除雪委託業務等の契約実績を評価対象とする。 <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託業務については、過去5年間にわたる実績を評価する。 過去5年間は当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に契約を締結した工事の実績として設定する。 (公告日が令和5年度の場合、平成30年4月1日～令和5年3月31日の期間とする。) <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の維持管理は、過去5年間に毎年実施した場合の実績を評価する。 施工計画審査タイプI型については、全道枠の工事のため適用しない。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加者には、実施内容及び実施時期について客観的に判断できる資料（契約書の写しなど）の提出を求める。

別表3

地域経済への波及【地域での選択項目】

技術評価項目	留意事項等																																	
地域企業の活用 適用1【地域内企業の活用比率】 評価項目とする場合は、適用1、2どちらか選択	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負額に対する、元請及び一次下請企業のうち地域内企業の施工額の割合（活用比率）を評価対象とする。 ・地域内企業とは、当該建設管理部が設定した地域内に「主たる営業所」が存する企業とする。 <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者から提出の「地域内企業活用比率」(様式-7-2)により評価する。 ・「地域内企業活用比率」は、次式により算出する。 $\left(\text{地域内企業} \right) = \frac{\left(\text{自社施工額} + \text{一時下請施工額} \right) \text{のうち地域内企業施工額}}{\text{請負額(予定)}}$ <p>(小数点以下切り捨て)</p> <p>自社施工額 : 請負費のうち一次下請施工額以外の金額(税込) 一次下請施工額 : 元請(自社)から一次下請企業への支払金額(税込) 請負額 : 入札金額(税込)</p> <p>注) 元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち地域内企業施工額とする。</p> <p>※ 計算例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">計算例1 (単体企業)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">入札金額(予定) 100,000,000円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>全体額</th> <th>うち地域内企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自社施工額</td> <td>70,000,000</td> <td>70,000,000</td> </tr> <tr> <td>一時下請施工額</td> <td>30,000,000</td> <td>5,000,000</td> </tr> </tbody> </table> $\left(\text{地域内企業} \right) = \frac{70,000,000 + 5,000,000}{100,000,000} \times 100 = 75\%$ <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">計算例2 (共同企業体)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">入札金額(予定) 100,000,000円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>全体額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自社施工額</td> <td rowspan="2">70,000,000</td> <td>構成員 出資比率 施工額 備考</td> </tr> <tr> <td>A社 0.50 35,000,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一時下請施工額</td> <td rowspan="3">30,000,000</td> <td>B社 0.30 70,000,000 × 出資比率 21,000,000 地域内</td> </tr> <tr> <td>C社 0.20 14,000,000</td> </tr> </tbody> </table> $\left(\text{地域内企業} \right) = \frac{21,000,000 + 5,000,000}{100,000,000} \times 100 = 26\%$ <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定する地域は、地域の実情、工事の性格等に応じて、各建設管理部において設定する。 ・「主たる営業所」は、III-3-2-5(1)「主たる営業所の所在地 標準評価項目」のアと同様の扱いとする。 <p>【履行確認】</p> <p>履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域内企業の一次下請施工額は、該当する下請負人選定通知書により確認する。 ② 自社施工額は、最終契約額(税込)から、一次下請施工額(総額)を差し引いて確認する。なお、共同企業体の場合は、上記【評価基準】注)と同様の扱いとする。 	計算例1 (単体企業)			入札金額(予定) 100,000,000円				全体額	うち地域内企業	自社施工額	70,000,000	70,000,000	一時下請施工額	30,000,000	5,000,000	計算例2 (共同企業体)			入札金額(予定) 100,000,000円				全体額		自社施工額	70,000,000	構成員 出資比率 施工額 備考	A社 0.50 35,000,000	一時下請施工額	30,000,000	B社 0.30 70,000,000 × 出資比率 21,000,000 地域内	C社 0.20 14,000,000	(次頁へ続く)
計算例1 (単体企業)																																		
入札金額(予定) 100,000,000円																																		
	全体額	うち地域内企業																																
自社施工額	70,000,000	70,000,000																																
一時下請施工額	30,000,000	5,000,000																																
計算例2 (共同企業体)																																		
入札金額(予定) 100,000,000円																																		
	全体額																																	
自社施工額	70,000,000	構成員 出資比率 施工額 備考																																
		A社 0.50 35,000,000																																
一時下請施工額	30,000,000	B社 0.30 70,000,000 × 出資比率 21,000,000 地域内																																
		C社 0.20 14,000,000																																

地域経済への波及【地域での選択項目】

技術評価項目	留意事項等
(前頁から続き) 地域企業の活用 評価項目とする場合は、適用1、2どちらか選択	<p>適用2：地域内企業の活用計画</p> <p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内企業を下請等で活用する計画を評価対象とする。 ・地域内企業を一次下請で活用する計画を評価対象とする。 ・地域内企業の元請施工を評価対象とする。 ・地域内企業とは、当該建設管理部が設定した地域内に「主たる営業所」が存する企業とする。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「主たる営業所」は、III-3-2-5(1)「主たる営業所の所在地 標準評価項目」のアと同様の扱いとする。 ・評価対象は、地域の実情等に応じて、「元請施工・一次下請」、「元請施工」、「一次下請」等、評価点に差を付けることも検討できるものとする。 <p>【履行確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事完了時に、施工体制台帳により計画内容の履行状況を確認する。
地域資材の活用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該建設管理部が指定した工事資材を地域内で調達する計画又は当該建設管理部が設定した地域内における工事資材（地域内で調達する工事資材）の調達計画を評価対象とする。 <p>なお、地域内における工事資材（地域内で調達する工事資材）の調達金額が、工事予定入札額の5%以上となる計画を評価対象とする。</p> <p>【履行確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事完了時に、領収書又は発注伝票などにより計画内容の履行状況を確認する。

別表4

地域社会貢献【地域での選択項目】

技術評価項目	留意事項等
多様な雇用への取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下のいずれかの企業を評価対象とする。 ・令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「障がい者の就労支援」の審査において評価された企業。 ・保護観察所に協力雇用主として登録されている企業。 (登録先の保護観察所長が発行する証明書の提出のあった企業。ただし、当該年度において協力雇用主として継続登録していることを証するものであること。) ・過去5年間において、新分野進出優良建設企業表彰を受けた企業。 (公告日が令和5年度の場合、平成30年4月1日～平成31年3月31日の期間に受賞した表彰とする。(平成30年度で表彰は終了))
環境対策の認定制度等	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下のいずれかの認定又は認証登録により評価する。 ・評価対象とする認定制度等の種類は、ISO14001、北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門、北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、エコアクション21(EA21)とする。 ・認定又は登録期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。

別表5

その他【地域での選択項目】

技術評価項目	留意事項等																																												
その他	(各建設管理部が独自に設定できる項目とする。)																																												
【例】円滑な事業執行への貢献	<p>各建設管理部が独自に設定 (ここでは参考例を示す。)</p> <p>円滑な事業執行への貢献度の評価では、該当工事の受注者は、工事の完成年度の翌年度の総合評価落札方式の入札^(※1)において、次のとおり、受注した工事種類により獲得したポイント^(※2)の累計を申請できる。</p> <p>(※1) 施工計画審査タイプI型については、全道枠の工事のため適用しない。</p> <p>(※2) 当該工事に係る①指名停止の措置、②総合評価落札方式の不履行、③重要な契約不適合による修補(損害賠償)請求を受けた場合、①②③の通知日(請求日)以降は、当該工事におけるポイントは無効とする。</p> <p>(公告日が令和5年度の場合の例)</p> <p>■令和4年度</p> <p>対象工事を受注 ポイント獲得の ▼▼▼施工 ▼▼▼</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">当年度(公告日が令和4年4月1日～令和5年3月31日)の発注工事で獲得できるポイント 【ポイント獲得の対象工事は、入札の公告に記載】</th> </tr> <tr> <th>＊＊建設管理部</th> <th>重点工事</th> <th>各建設管理部で設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事種類(例)</td> <td>ポイント(例)</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>長期間工事(2ヶ年以上)</td> <td>0.50 P</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高度な技術力を必要とする工事</td> <td>0.50 P</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長寿命化指定工事</td> <td>0.50 P</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自然環境に配慮する工事</td> <td>0.50 P</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市街地等で振動・騒音規制区域内の工事</td> <td>0.25 P</td> <td></td> </tr> <tr> <td>点在型工事</td> <td>0.25 P</td> <td></td> </tr> <tr> <td>僻地工事</td> <td>0.25 P</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他建管で指定する工事(緊急工事や災害復旧工事等の重要と判断)</td> <td>0.25 P</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">※共同企業体の場合、すべての構成員が指定したポイントを獲得できる。</td></tr> </tbody> </table> <p>工事完成 (完成通知日に ポイント獲得) 【注意】次の場合は、ポイントは無効。 ①指名停止の措置、②総合評価落札方式の不履行、③重要な契約不適合による修補(損害賠償)請求</p> <p>■令和5年度(公告日が令和5年4月1日～令和6年3月31日)</p> <p>(各建設管理部の設定により、2～3月発注の翌年度完成工事に適用する場合も考えられる。)</p> <p>総合評価落札方式で入札を行う工事のうち、評価項目に「円滑な事業執行への貢献」を設定する工事が公告 ▼ 入札参加申請 入札参加者は、昨年度獲得のポイントを申請できる。 ▼▼▼</p> <p>建設管理部は、申請ポイントを確認し、評価可能な場合には、総合評価落札方式の評価点を加点。 ※締切日前日までに、①指名停止の措置、②総合評価落札方式の不履行、③重要な契約不適合による修補(損害賠償)請求を確認</p> <p>【注意事項】 他の建設管理部のポイントは評価しない。 評価は申請ポイントで行う。(保有している累計ポイントではない) (例: 累計1.50P保有していても、申請0.50Pなら、0.50Pで評価) 工期が複数年度の場合(工期変更により複数年度となる場合も含)…とする。 適用回数は…とする。</p> <p>ポイントによる総合評価落札方式での加点 各建設管理部で設定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>累計ポイント(例)</th> <th>総合評価落札方式における加点(例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.00Pの場合</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>0.50P以上 1.00P未満の場合</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>0.50P未満の場合</td> <td>0.25</td> </tr> </tbody> </table> <p>【入札の公告(例)】 「＊＊建設管理部重点工事」の指定について この工事は、＊＊建設管理部が円滑な事業執行への貢献度の評価対象として指定する「＊＊建設管理部重点工事」であり、工事種類は【＊＊＊＊＊工事】です。 当該工事を完成させた場合、＊＊ポイントが付与され、次年度の総合評価落札方式の入札において、工事種類毎に設定したポイントの累計の申請により加点評価されます。</p>	当年度(公告日が令和4年4月1日～令和5年3月31日)の発注工事で獲得できるポイント 【ポイント獲得の対象工事は、入札の公告に記載】			＊＊建設管理部	重点工事	各建設管理部で設定	工事種類(例)	ポイント(例)	備考	長期間工事(2ヶ年以上)	0.50 P		高度な技術力を必要とする工事	0.50 P		長寿命化指定工事	0.50 P		自然環境に配慮する工事	0.50 P		市街地等で振動・騒音規制区域内の工事	0.25 P		点在型工事	0.25 P		僻地工事	0.25 P		その他建管で指定する工事(緊急工事や災害復旧工事等の重要と判断)	0.25 P		※共同企業体の場合、すべての構成員が指定したポイントを獲得できる。			累計ポイント(例)	総合評価落札方式における加点(例)	1.00Pの場合	1.00	0.50P以上 1.00P未満の場合	0.50	0.50P未満の場合	0.25
当年度(公告日が令和4年4月1日～令和5年3月31日)の発注工事で獲得できるポイント 【ポイント獲得の対象工事は、入札の公告に記載】																																													
＊＊建設管理部	重点工事	各建設管理部で設定																																											
工事種類(例)	ポイント(例)	備考																																											
長期間工事(2ヶ年以上)	0.50 P																																												
高度な技術力を必要とする工事	0.50 P																																												
長寿命化指定工事	0.50 P																																												
自然環境に配慮する工事	0.50 P																																												
市街地等で振動・騒音規制区域内の工事	0.25 P																																												
点在型工事	0.25 P																																												
僻地工事	0.25 P																																												
その他建管で指定する工事(緊急工事や災害復旧工事等の重要と判断)	0.25 P																																												
※共同企業体の場合、すべての構成員が指定したポイントを獲得できる。																																													
累計ポイント(例)	総合評価落札方式における加点(例)																																												
1.00Pの場合	1.00																																												
0.50P以上 1.00P未満の場合	0.50																																												
0.50P未満の場合	0.25																																												

III-3-2-6 地域建設業経営環境評価

(1) 地域建設業経営環境評価 標準評価項目

地域建設業経営環境評価 標準評価項目

技術評価項目	評価基準	評価点	従来の評価基準	従来の評価点
地域建設業経営環境評価	評価比率 < 0.25	2.00	評価比率 < 0.25	3.00
	0.25 ≤ 評価比率 < 0.50	1.70	0.25 ≤ 評価比率 < 0.50	2.40
	0.50 ≤ 評価比率 < 0.75	1.40	0.50 ≤ 評価比率 < 0.75	1.80
	0.75 ≤ 評価比率 < 1.00	1.10	0.75 ≤ 評価比率 < 1.00	1.20
	1.00 ≤ 評価比率 < 1.25	0.80	1.00 ≤ 評価比率 < 1.25	0.60
	1.25 ≤ 評価比率 < 1.50	0.50	1.25 ≤ 評価比率	0.00
	1.50 ≤ 評価比率	0		

※ 評価基準・評価点については、専門工事タイプ等、地域の実情、工事の性格・種類等に応じて従来の評価基準・評価点を選択できる。

ア 評価基準

評価比率は、次式により算出する。

$$\text{評価比率} = \frac{\text{■ 当該年度の未完成工事受注額（円）} \cdots \text{（当初請負金額）}}{\text{■ 過去5カ年度平均受注額（円）} \cdots \text{（最終請負金額）}}$$

イ その他

(ア) 算出について

- 評価比率は、小数第3位を切り捨て2位止めとする。
- 評価値の算出にあたっては、WTO対象工事は含めない。

(イ) 過去5カ年度平均受注額【分母】

a 計算対象工事 (期間) (金額)	過去5カ年は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に元請として当該建設管理部と契約を締結した工事(建設指導課発注工事を除く)の受注額(最終請負金額)として設定する。 (公告日が令和5年度の場合、平成30年4月1日～令和5年3月31日の期間に元請けとして当該建設管理部と契約を締結した工事(建設指導課発注工事を除く)の受注額とする。 ただし、平成30年4月1日以前に契約し、平成30年4月1日以降も工事が継続している工事についても平成30年4月1日以降分を受注額とする。)
b 複数年度工事	債務負担工事等の年度を超える工事における受注額は、当該年度の最終支払額とする。(各年度の支払限度額が設定されている場合は、当該年度の支払限度額とする。各年度の支払限度額が設定されていない場合は、前払や部分払等の合計額とする。)
c 2・3月入札	2・3月入札で工期末が次年度となるゼロ国、ゼロ道、翌債などの工事については、契約年度の受注額を0円とし、完成年度の受注額はその工事の最終支払額とする。
d 端数	平均受注額の算出に当たり1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て円止めとする。
e 過去の受注がない場合	過去5カ年度平均受注額が0円の場合の取扱い ・当該年度に当該建設管理部での受注実績がない場合、評価点を2.00点とする。 (従来の評価基準の場合は3.00点) ・当該年度に当該建設管理部での受注実績がある場合、評価点を0.00点とする。
f 工期延期	当初は前年度までに完成予定であった工事で、年度を超える工期延期となった場合については、当該年度の最終支払額とする。(各年度の支払限度額が設定されている場合は、当該年度の支払限度額とする。各年度の支払限度額が設定されていない場合は、前払や部分払等の合計額とする。)

分母の計算例	5 年度前 4/1	4 年度前 4/1	3 年度前 4/1	2 年度前 4/1	前年度 4/1	当該年度 4/1		
	申 請 締 切 前 日 入 札							
	9 千万 3 千万円 [6 千万円]					6 千万円		
		3 億円 1 億円 [2 億円]				3 億円		
			1 億円			1 億円		
			7 億円 1 億円 [2 億円]	4 億円		1 億円 +2 億円		
				ゼロ道債→ 2 億円		(対象外)		
	当初は、年度内に完成の予定であった。→ しかし、年度を超えて工期延期→	1 億円 4 千万円				4 千万円		
							合計 8 億円 ↓ 平均 1.6 億円 分母	

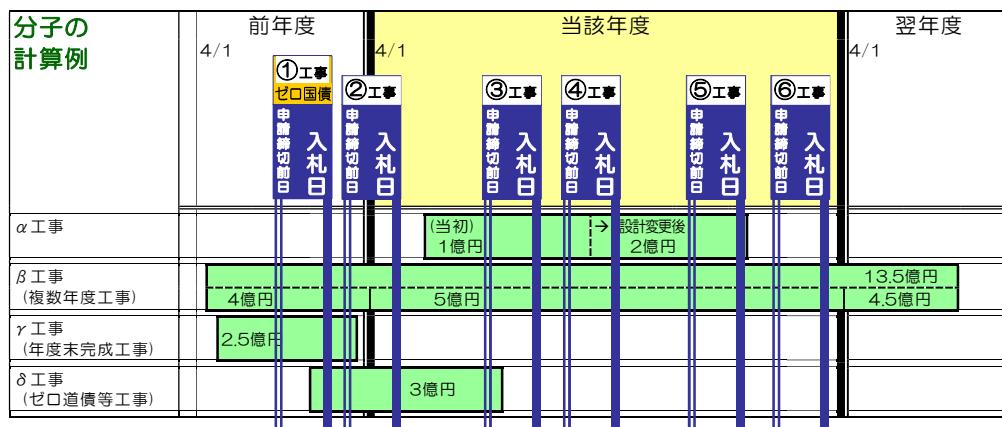
(参考)

「支払限度額」

工期が複数年にわたる債務負担行為に基づく建設工事では、各会計年度の工事量に応じた限度額を設定して支払うこととなり、この各会計年度に設定する支払の限度額をいう。

(ウ) 当該年度の未完工事受注額【分子】

a 計算対象工事	当該年度の未完工事は、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに元請として当該建設管理部と契約を締結している工事(建設指導課発注工事を除く)であり、工事完成検査及び引渡を行っていない工事の受注額（当初請負金額）として設定する。
b 複数年度工事	債務負担工事等の当初の工期設定が年度を超える工事における受注額は、当該年度の当初における支払予定額とする。 ただし、3カ年以上の工事において中間にあたる場合は、当該年度の当初における最新支払限度額とする。
c 年度末の扱い	入札公告・契約等が年度末から次年度当初となる工事（※）の入札における分子の計算は、入札参加申請締切日前日時点の年度内完成予定の施工中の工事を分子から除外して計算する。 (※) 入札公告・契約等が年度末から次年度当初となる工事は、次の工事とする。 ・2・3月入札のゼロ国、ゼロ道、翌債など、実質の工期が次年度以降となる工事 ・入札参加申請締切日が3月以前で、入札日が4月以降の工事 また、2・3月入札で工期末が次年度となるゼロ国、ゼロ道、翌債などの工事における受注額は、契約年度及び完成年度とともにその当初契約額とする。
d 工期延期	・受注者の責めに帰さない要因による工期延期 当初契約で契約年度内の工期末を設定していた工事で、受注者の責めに帰さない要因による工期延期等に伴い年度を超えることとなった場合については、契約年度は当初契約額を計上し、完成年度の当該工事の受注額は0円とする。（当初の完成予定年度に完成したものとみなす。） ・受注者側の要因による工期延期 当初契約で契約年度内の工期末を設定していた工事で、受注者の要因により年度を超える工期延期となった場合については、複数年度工事と同じ扱いとする。



→分子の金額

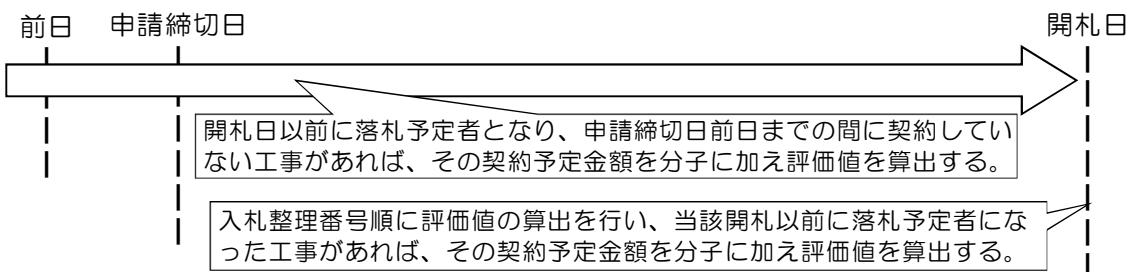
- ①工事 7億円 (= (β工事)4億 (申請締切日の年度の支払額) + (δ工事)3億 (申請締切日以降に落札予定者となった))
- ②工事 7億円 (= (β工事)4億 (申請締切日の年度の支払額) + (δ工事)3億) (①②工事については、年度末完成予定のγ工事は加算しない)
- ③工事 9億円 (= (α工事)1億 + (β工事)5億 (申請締切日の年度の支払額) + (δ工事)3億 (申請締切日は未完成))
- ④工事 6億円 (= (α工事)1億 (当初請負金額) + (β工事)5億 (申請締切日の年度の支払額))
- ⑤工事 6億円 (= (α工事)1億 (当初請負金額) + (β工事)5億 (申請締切日の年度の支払額))
- ⑥工事 5億円 (= (β工事)5億 (申請締切日の年度の支払額))

(工) 申請締切日以降における他の工事の取扱い【分子】

a 工期延期	申請締切日以降に手持ち工事が、受注者の責めに帰さない要因により年度を超えることとなった場合においても、分子から除外して計算を行うこととする。
b 他に落札予定	当該工事で落札予定者になった者が、入札当日以前に落札予定者となり、入札参加資格審査申請者等の申請締切日前日までの間に契約していない工事を有している場合は、その契約予定金額を分子に加え評価値を算出する。 (「(参考)申請締切日以降における他の工事の取り扱いイメージ図」 参照)
c 同日入札	入札当日複数の入札がある場合については、入札整理番号順に評価値の算出を行うものとし、当該工事において落札予定者となった者について、当該工事の前の入札整理番号の入札で落札予定者となっている場合、その契約予定金額を分子に加え評価値を算出する。 なお、2・3月の実質の工期が次年度以降となるゼロ国、ゼロ道、翌債等の入札が入札当日複数ある場合においても、評価値の算出方法は、同様に扱う。
d 積算内訳説明書	上記cのうち施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事(以下、「提出対象工事」という。)がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に評価値を算出し、その後、提出対象工事の評価値を算出する。 なお、提出対象工事が複数ある場合は、提出対象工事の入札整理番号順に評価値を算出する。
e 共同企業体	共同企業体での未完工事受注額については、出資比率により算出する。なお、上記b、c、dの取扱いによる場合で、共同企業体として落札予定者となり、かつ、共同企業体の出資比率が未確定の場合は契約予定金額を構成員の数で割った金額をそれぞれ分子に加え評価値を算出する。乙型工事の場合は、一般土木を担当していれば、契約予定金額の7割、舗装を担当していれば契約予定金額の3割の金額を分子に加え評価値を算出する。

(参考) 申請締切日以降における他の工事の取り扱いイメージ図

・開札当日落札予定者になった業者の考え方



【開札当日複数の工事にA社が参加している場合】

入札整理番号	入札参加業者	落札予定者	適用
1	A, B, C, D	A	・開札以前に落札予定者となり、申請締切日前日までの間に契約していない工事を有している場合はその契約予定金額を分子に加え評価値を算出する。
2	A, E, F	E	・開札以前に落札予定者となり、申請締切日前日までの間に契約していない工事を有している場合はその契約予定金額を分子に加え評価値を算出する。
3	A, G, H, I	A	・開札以前に落札予定者となり、申請締切日前日までの間に契約していない工事を有している場合はその契約予定金額を分子に加え再計算する。 ・さらに入札整理番号1の工事の契約予定金額を分子に加え評価値を算出する。
4	A, J, K	A	・開札以前に落札予定者となり、申請締切日前日までの間に契約していない工事を有している場合はその契約予定金額を分子に加え再計算する。 ・さらに入札整理番号1、3の工事の契約予定金額を分子に加え評価値を算出する。

【評価比率 計算例①】

A社の〇〇建設管理部での対象工事の受注実績										
工事	受注	金額	H30年度	H31/R1	R02	R03	R04	R05	R06	R06
[A]	H30/9	1億円	■■■					①		
[B]	R01/6	1億円	■■■							
[C]	R03/6	2億円			■■■					
[D]	R04/6	2. 5億円				■■■				
[E]	R05/5	0. 2億円					■■			(R05/8完成)
[F]	R05/6	0. 4億円					■■■■	■		(R05/12完成予定)

①【R05年9月申請締切前日時点の評価比率を計算する】

◆過去5カ年度の平均受注額を算出する。【分母】

▽過去5ヶ年度の受注総額

[A]工事	H30年度	1億円
[B]工事	R01年度	1億円
[C]工事	R03年度	2億円
[D]工事	R04年度	2. 5億円

計 6. 5億円 → 平均受注額 6億5,000万円/5=1億3,000万円

◆R05年9月申請締切前日時点の未完成工事受注額を算出する。【分子】

[E]工事 R05年度 0. 2億円 ←←← 完成工事のため対象外

[F]工事 R05年度 0. 4億円

計 0. 4億円 → R05/9申請締切前日時点の未完成工事受注額・・・4,000万円

■評価比率を算出する。

【評価比率】=当該年度未完成工事受注額／過去5カ年度平均受注額=4,000万円／1億3,000万円=0.30

評価比率が0.25以上0.50未満のため、地域建設業経営環境評価に対する加点は1.7点となる。

【評価比率 計算例②】・・・ゼロ国債等、前年度の支払額がある場合

A社の〇〇建設管理部での対象工事の受注実績										
工事	受注	金額	H29	H30年度	H31/R1	R02	R03	R04	R05	R06
[A]	H30/3	2億円	■■■■	2億円					①	(ゼロ国債) (H30/9完成)
[B]	H30/9	1億円	■■							
[C]	R01/5	1億円		■■■						
[D]	R03/6	2億円			■■■					
[E]	R04/6	2. 5億円				■■■				
[F]	R05/3	2. 3億円					■■■	2. 3億円		(ゼロ国債) (R05/7完成)
[G]	R05/5	0. 2億円						■■		(R05/8完成)
[H]	R05/6	0. 4億円						■■■■	■	(R05/12完成予定)

①【R05年9月申請締切前日時点の評価比率を計算する】

◆過去5カ年度の平均受注額を算出する。【分母】

▽過去5ヶ年度の受注総額

[A]工事	H30年度	2億円（最終支払額）
[B]工事	H30年度	1億円
[C]工事	R01年度	1億円
[D]工事	R03年度	2億円
[E]工事	R04年度	2. 5億円
[F]工事	R05年度	2. 3億円（当初の支払予定額） ←←← R5年度受注額のため対象外

計 8. 5億円 → 平均受注額 8億5,000万円/5=1億7,000万円

◆R05年9月申請締切前日時点の未完成工事受注額を算出する。【分子】

[F]工事 R05年度 2. 3億円 ←←← R5/7完成工事のため対象外

[G]工事 R05年度 0. 2億円 ←←← R5/8完成工事のため対象外

[H]工事 R05年度 0. 4億円

計 0. 4億円 → R05/9申請締切前日時点の未完成工事受注額・・・4,000万円

■評価比率を算出する。

【評価比率】=当該年度未完成工事受注額／過去5カ年度平均受注額=4,000万円／1億7,000万円=0.23

評価比率が0.25未満のため、地域建設業経営環境評価に対する加点は2.0点となる。

【評価比率 計算例③】・・令和4年度以降の評価比率の推移例

A社の〇〇建設管理部での対象工事の受注実績										
工事	受注	金額	H30	H31/R1	R02	R03	R04	R05	R06	R07
[A]	H30/9	10億円 ★12億円 ★13億円	■■■■■ 4億円	■■■■■ ★ 4億円	■■■■■ ★ 5億円			①		
[B]	R01/5	1億円	■■■■							
[C]	R03/3	2億円		■■■■						(ゼロ国債)
[D]	R04/6	2.5億円				■■■■■				
[E]	R05/3	1.5億円					■■■■■ 1.5億円 (当初支払予定額)			(翌債) (R04/12完成予定)

①【R05年4月1日現在の評価比率を計算する】

◆R05年4月1日時点の過去5カ年度の平均受注額を算出する。【分母】

[A]工事	H30年度	4億円 (H30年度の最終支払額)
//	H31/R1年度	4億円 (設計変更後、H31/R1年度の最終支払額)
//	R02年度	5億円 (設計変更後、R02年度の最終支払額)
[B]工事	R01年度	1億円
[C]工事	R03年度	2億円 (最終支払額)
[D]工事	R04年度	2.5億円

$$\text{計 } 18.5 \text{ 億円} \rightarrow \text{平均受注額 } 18 \text{ 億}5,000 \text{ 万円} / 5 = 3 \text{ 億}7,000 \text{ 万円}$$

◆R05年4月1日時点のR05年度の未完成工事受注額を算出する。【分子】

$$[E] \text{工事} \quad R05 \text{年度} \quad 1.5 \text{ 億円 (当初の支払予定額)} \quad \square \quad R05/4 \text{ 時点の未完成工事受注額} \cdots 1 \text{ 億}5,000 \text{ 万円}$$

■評価比率を算出する。

$$\text{【評価比率】} = \text{当該年度未完成工事受注額} / \text{過去5カ年度平均受注額} = 1 \text{ 億}5,000 \text{ 万円} / 3 \text{ 億}7,000 \text{ 万円} = 0.40$$

評価比率が0.25以上0.50未満のため、次の受注まで地域建設業経営環境評価に対する加点は1.7点となる。

引き続き受注等

A社の〇〇建設管理部での対象工事の受注実績										
工事	受注	金額	H30	H31/R1	R02	R03	R04	R05	R06	R07
[A]	H30/9	10億円 ★12億円 ★13億円	■■■■■ 4億円	■■■■■ ★ 4億円	■■■■■ ★ 5億円			② アイウ エ	③	
[B]	R01/5	1億円	■■■■							
[C]	R03/3	2億円		■■■■						(ゼロ国債)
[D]	R04/6	2.5億円			■■■■■					
[E]	R05/3	1.5億円 ★2.5億円					■■■■■ 1.5億円 (当初支払予定額) ★ 完			(翌債) (R05/12完成予定) ←★設計変更(R05/7) (R05/9完成)
[F]	R05/6	2億円								(R05/12完成)
[G]	R06/3	1億円								(ゼロ国債)

②【R05年度以降の評価比率の推移】

(ア)R05年6月の[F]工事の受注まで 評価比率0.40なので、地域建設業経営環境評価に対する加点は1.7点となる。

(イ)R05年6月の[F]工事の受注後 未完成工事受注額は3億5,000万円となる。

$$\text{【評価比率】} = 3 \text{ 億}5,000 \text{ 万円} / 3 \text{ 億}7,000 \text{ 万円} = 0.94$$

評価比率が0.75以上1.00未満のため、次の受注まで地域建設業経営環境評価に対する加点は1.1点となる。

(ウ)R05年7月の[E]工事の設計変更後も未完成工事受注額は変更しない。

(エ)3月発注で工期未が次年度となるゼロ国、ゼロ道、翌債などの工事における受注額は、当初の支払予定額とする。

(オ)R05年9月の[E]工事の完成後 未完成工事受注額は[F]工事のみの2億円になる。

$$\text{評価比率} = 2 \text{ 億} / 3 \text{ 億}7,000 \text{ 万円} = 0.54$$

評価比率が0.50以上0.75未満のため、次の受注まで地域建設業経営環境評価に対する加点は1.4点となる。

③【R06年4月1日現在の評価比率を計算する】

◆R06年4月1日時点の過去5カ年度の平均受注額を算出する。【分母】

[A]工事	H31/R1年度	4億円 (設計変更後、H31/R1年度の最終支払額)
//	R02年度	5億円 (設計変更後、R02年度の最終支払額)
[B]工事	H31/R1年度	1億円
[C]工事	R03年度	2億円 (最終支払額)
[D]工事	R04年度	2.5億円
[E]工事	R05年度	2.5億円 (設計変更後の最終支払額)
[F]工事	R05年度	2億円

$$\text{計 } 19 \text{ 億円} \rightarrow \text{平均受注額 } 19 \text{ 億} / 5 = 3 \text{ 億}8,000 \text{ 万円}$$

◆R06年4月1日現在のR05年度の未完成工事受注額を算出する。【分子】

$$[G] \text{工事} \quad R05 \text{年度} \quad 1 \text{ 億円 (当初の支払予定額)} \quad \leftarrow \quad R05 \text{年度の未完成工事受注額} \cdots 1 \text{ 億円}$$

■評価比率を算出する

$$\text{評価比率} = 1 \text{ 億円} / 3 \text{ 億}8,000 \text{ 万円} = 0.26$$

評価比率が0.25以上0.50未満のため、次の受注まで地域建設業経営環境評価に対する加点は1.7点となる。

【評価比率 計算例④】・・3力年以上の債務負担工事の場合

A社の〇〇建設管理部での対象工事の受注実績										
工事	受注	金額	H30	H31/R1	R02	R03	R04	R05	R06	R07
[A]	H30/9	1億円	■■■					①		
[B]	R01/5	1億円	■■■							
[C]	R02/5	1億円		■■■						
[D]	R03/5	2億円			■■■					
[E]	R04/6	6億円					■■■■■ 2億円	■■■■■ 2億円	■■■■■ 2億円	(債務負担工事)

①【R05年5月1日申請締切前日時点の評価比率を計算する】

◆過去5カ年度の平均受注額を算出する。【分母】

[A]工事	H30年度	1億円
[B]工事	H31/R1年度	1億円
[C]工事	R02年度	1億円
[D]工事	R03年度	2億円
[E]工事	R04年度	2億円 (R04年度の支払額) # R05年度 2億円 (R05年度の当初における支払限度額) ← R5年度受注額のため対象外 # R06年度 2億円 (R06年度の当初における支払限度額) ← R6年度受注額のため対象外
計 7億円 → 平均受注額 7億/5=1億4,000万円		

◆R05年5月1日申請締切前日時点のR05年度の未完成工事受注額を算出する。【分子】

[E]工事 R04年度 2億円 (R4年度当初支払限度額) ← R05年度の未完成工事受注額・・・2億円

■評価比率を算出する。

【評価比率】=当該年度未完成工事受注額/過去5カ年度平均受注額=2億円/1億4,000万円=1.42

評価比率が1.25以上1.50未満のため、地域建設業経営環境評価に対する加点は0.5点となる。

【評価比率 計算例⑤】・・債務工事の場合

A社の〇〇建設管理部での対象工事の受注実績										
工事	受注	金額	H30	H31/R1	R02	R03	R04	R05	R06	R07
[A]	H30/9	2億円	■■■					①		
[B]	R01/5	3億円	■■■							
[C]	R02/5	2億円		■■■						
[D]	R03/5	1億円			■■■					
[E]	R04/6	4億円					■■■■■ 2億円	■■■■■ 2億円		(R04-R05債務工事) (R05/12月完成予定)

①【R05年5月1日申請締切前日時点の評価比率を計算する】

◆過去5カ年度の平均受注額を算出する。【分母】

[A]工事	H30年度	2億円
[B]工事	H31/R1年度	3億円
[C]工事	R02年度	2億円
[D]工事	R03年度	1億円
[E]工事	R04年度	2億円 (R04年度の支払額) (※支払日R05/4) # R05年度 2億円 (R05年度の当初における支払限度額) ← R5年度受注額のため対象外
計 10億円 → 平均受注額 10億/5=2億円		

◆R05年5月1日申請締切前日時点のR05年度の未完成工事受注額を算出する。【分子】

[E]工事 R04年度 2億円 (R5年度当初支払限度額) ← R05年度の未完成工事受注額・・・2億円

■評価比率を算出する。

【評価比率】=当該年度未完成工事受注額/過去5カ年度平均受注額=2億円/2億円=1.0

評価比率が1.00以上1.25未満のため、地域建設業経営環境評価に対する加点は0.8点となる。

【評価比率 計算例⑥】・・3月発注の〇道債工事の場合

A社の〇〇建設管理部での対象工事の受注実績		H30	H31/R1	R02	R03	R04	R05	R06	R07	
[A]	H30/7	1億円	■■■					①		
[B]	R01/5	2億円	■■■							
[C]	R02/6	2億円		■■■						
[D]	R03/4	1億円			■■■					
[E]	R04/4	1億円				■■■				
[F]	R05/4	1億円					■■■■■			(R06/2/20完成)
[G]	R05/6	5億円						1億円	2億円	(3カ年工事) (R07/12/20完成)

①【R06年2月10日申請締切前日時点の評価比率を計算する】

◆過去5カ年度の平均受注額を算出する。【分子】

[A]工事	H30年度	1億円								
[B]工事	H31/R1年度	2億円								
[C]工事	R02年度	2億円								
[D]工事	R03年度	1億円								
[E]工事	R04年度	1億円								
[F]工事	R05年度	1億円 (R06/2/20完成)						←←← R05年度以降受注額のため対象外		
[G]工事	R05年度	1億円 (R05年度の当初における支払限度額)						←←← R05年度以降受注額のため対象外		
#	R06年度	2億円 (R06年度の当初における支払限度額)						←←← R05年度以降受注額のため対象外		
#	R07年度	2億円 (R07年度の当初における支払限度額)						←←← R05年度以降受注額のため対象外		
計		7億円	→	平均受注額	7億/5=1億4,000万円					

◆R06年2月10日申請締切前日時点のR05年度の未完成工事受注額を算出する。【分子】

[F]工事	R05年度	1億円	←←← R06/4/1以降は、手持ち工事ではないため、分子から除外							
[G]工事	R05年度	1億円	←←← R07/12/20完成予定のため、R05年度の当初の支払限度額を分子に計上							
計	1億円	→	R05年度の未完成工事受注額	・・・	1億円					

■評価比率を算出する。

【評価比率】=当該年度未完成工事受注額／過去5カ年度平均受注額=1億円／1億4,000万円=0.71

評価比率が0.50以上0.75未満のため、地域建設業経営環境評価に対する加点は1.4点となる。

III-3-2-7 減点項目

(1) 減点 標準評価項目

減点 標準評価項目

技術評価項目	評価基準	配点
過去6ヶ月の措置による 減点	重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.00
	総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00

※ 令和2年度より前の「瑕疵」については、「契約不適合」と読み替える。

ア 減点対象

- (ア) 過去6ヶ月以内に重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた工事
- (イ) 過去6ヶ月以内に総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った工事

イ 減点事例

- (ア) 重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例
 - a 重要な契約不適合に伴う修補の請求、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償請求を受けた事例（工事施行成績で、20点減点の措置を受けたもの）を減点対象とする。
 - b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は修補（損害賠償）請求日で判断する。
(公告日が令和5年5月10日の場合、令和4年10月1日～令和5年3月31日の期間となる。)
- (イ) 総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例
 - a 総合評価落札方式において、工事施行成績の減点を伴う技術評価項目の不履行を行った事例を減点対象とする。
(やむを得ない事情による配置技術者の不履行の場合は、次項のウ(イ)による。)
 - b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は工事検査日で判断する。
(公告日が令和5年5月10日の場合、令和4年10月1日～令和5年3月31日の期間となる。)

ウ その他

- (ア) 減点評価対象工事は、各建設管理部発注工事を対象とする。
- (イ) 過去の工事における工事施行成績の減点の理由が、配置予定技術者の死亡・健康上の理由等、やむを得ない事情による主任(監理)技術者の資格、継続教育、優秀現場代理人表彰、追加技術者の不履行による場合は、「過去6ヶ月の措置による減点」の対象外とする。
なお、上記事情の場合は、医療機関等の診断書の提示を求める。（「III-3-4 対応確認・ペナルティ・評価結果の確認」(2)イ(イ) 参照）

(参考)

過去の工事のペナルティには、前記の減点項目の他に、工事施行成績評定点により減点されている場合がある。
なお、工事施行成績が法令遵守（指名停止2ヶ月未満）により減点されている場合、
III-3-2-2「企業の施工能力」(1)工事施行成績 の評価で使用する工事施行成績評定点は、当該減点の適用期間を最初の1年とする。
(III-3-2-2「企業の施工能力」(1)工事施行成績 参照)

III-3-2-8 標準評価項目

(1) 施工計画審査タイプ（I・II型）

ア 基本的な考え方

(ア) 施工計画審査タイプの技術評価点については、次を基本とする。

a 施工計画審査タイプI型 31.50点

b 施工計画審査タイプII型 30.50点

(イ) 各評価項目は表Eを標準とする。

イ 配点案

(ア) 表Eに基づいて配点する。

(イ) 簡易な施工計画は、次を基本とする。

a 施工計画審査タイプI型①②③の3項目を選択し、配点を15点とする。

b 施工計画審査タイプII型①②③から2項目を選択し、配点を10点とする。

ウ 必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点（施工計画審査タイプI型の場合31.50点）の配点を増減できる。

エ 施工計画審査タイプ技術力重視型の試行

・施工計画審査タイプII型と施工実績審査タイプの適用工事の中から、工事内容や地域の状況等に応じて試行を行うことができる。

・技術力重視型の評価項目は、次の通り

・簡易な施工計画（2項目）・・・必須

・地域建設業経営環境評価・・・評価項目としない

・その他の評価項目は表E（施工計画審査タイプII型）を標準とするが、地域条件に応じて、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点の配点を増減できる。

(2) 施工実績審査タイプ

ア 基本的な考え方

- (ア) 施工実績審査タイプ型の技術評価点については、20.50点を基本とする。
 (イ) 各評価項目は表Eを標準とする。

イ 配点案

- (ア) 表Eに基づいて配点する。
 (イ) 必要に応じて、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点（施工実績審査タイプ20.50点）の配点を増減できる。

ウ 施工実績審査タイプ地域型の試行

- 施工実績審査タイプの適用工事の中から地域の状況に応じて試行を行うことができる。
- 各評価項目は表Eを標準とするが、地域条件に応じて技術評価項目を選択する。
- 技術評価項目
 - (ア) 必須技術評価項目は工事施行成績と地域建設業経営環境評価のみ。その他の技術評価項目は地域の実情に応じ選択。
 - (イ) 担い手の育成・確保、地域の守り手確保のカテゴリーから最低1項目選択。
 - (ウ) 選択されなかった大項目については、入札参加資格審査によることができる。

カテゴリー	大項目	技術評価項目	試行評価項目
施工能力	企業の施工能力	工事施行成績	必須
		北海道建設部工事等優秀業者表彰	選択 (すべて選択、選択なしも可)
		建設管理部工事優良企業表彰	
		ISOマネジメントシステム	
		地域精通度（施工実績）	
	配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	選択 (すべて選択、選択なしも可)
		主任（監理）技術者の継続教育	
		主任（監理）技術者の建設管理部優秀現場代理人表彰	
地域の守り手確保	担い手の育成・確保	技術者の追加配置	最低1項目選択 (すべて選択も可)
		技術職員の育成・確保	
		新規の雇用	
		雇用環境への取組	
		仕事と家庭の両立支援の取組	
		高年齢者継続雇用	
		女性の活躍支援	
		地域技能士の活用	
	地域の守り手確保	ＩＣＴ活用の取組	
		地域独自設定項目	
		主たる営業所の所在地	
		災害時の協力等	
		緊急時の応急措置の実績	
		公共施設の維持管理実績	
		地域企業の活用	
地域建設業経営環境評価	地域建設業経営環境評価	地域独自設定項目	必須
		多様な雇用への貢献	
		環境対策の認定制度等	
		地域独自設定項目	

(3) 専門工事タイプ

専門工事タイプの標準評価項目については、工事内容に応じて施工計画審査タイプ又は施工実績審査タイプの標準評価項目を準用し、各建設管理部において定めることができる。
 (「II-3 総合評価落札方式の適用区分」 参照)

表E

各タイプ標準評価項目

技術評価項目	評価基準	施工計画審査		施工実績審査		施工実績審査	
		評価点	配点	小計	評価点	配点	小計
施工計画による技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00		5.00	10.00		
品質管理による技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00	15.00	5.00	2項目指定		
施工上の対応すべき技術的所見	配点 = 評価項目数 ÷ 評価対象項目数 × 5.00点	5.00		5.00			
企業の施工能力	工事施行成績 建設管理部発注工事の当該工事と 同じ入札参加資格による 工事施行成績の平均点	93点 ≦ 平均点	7.50				
		91点 ≦ 平均点 < 93点	7.00				
		89点 ≦ 平均点 < 91点	6.50				
		87点 ≦ 平均点 < 89点	6.00				
		85点 ≦ 平均点 < 87点	5.50				
		83点 ≦ 平均点 < 85点	5.00				
		81点 ≦ 平均点 < 83点	4.50				
		79点 ≦ 平均点 < 81点	4.00				
		77点 ≦ 平均点 < 79点	3.50				
		平均点 ≦ 77点	3.00				
監査・予定技術者	北海道建設部工事等優秀者表彰	過去3年間に表彰あり（各建設管理部で年1回適用） ※道建設部工事等優秀者表彰、革新技術・新製品開発賞	0.50	0.50	0.50	0.50	10.50
	なし		0.00				
	建設管理部工事優良企業表彰	過去2年間に表彰あり（各建設管理部で年1回適用） なし	0.25		0.50	0.50	10.50
	ISO9001の取得	ISO9001を取得 上記以外	0.50	0.50	0.50	0.50	10.50
	地域精通度 (施工実績)	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50		1.50	1.50	1.50
0.50	1.00	2.00	2.00	2.00			
主任(監理)技術者の資格	技術士 又は 有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00					
	一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75					
	二級土木施工管理技士 又は 二級建設機械施工技士（有資格期間10年以上）	0.50					
主任(監理)技術者の継続教育	二級土木施工管理技士 又は 二級建設機械施工技士（有資格期間5年以上）	0.25					
	上記以外	0.00					
	CPDの証明あり（推奨単位以上取得）	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	2.00
主任(監理)技術者の 建設管理部優秀現場代理人表彰	なし	0.00					
	過去1~3年間に表彰あり（各建設管理部内の兼任工事を重複評価しない）	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	2.00
扱い手の育成・確保	技術者の追加配置	一級・二級土木施工管理技士 又は 一級・二級土木建設機械施工技士の追加配置あり なし	0.50	0.50	0.50	0.50	2.00
	技術職員の育成・確保	①若年技術職員の育成・確保 評価点の大きいもの ②技術職員総数の確保 上記該当なし	・技術職員の35歳未満の割合が15%以上、 又は、新規技術者（35歳未満）が1%以上				
			・技術職員の総数が10名以上				
			・技術職員の総数が減少が1~2人、又は、減少率が4%以下				
			・技術職員の総数が減少が3人、又は、減少率が6%以下				
	新規の雇用	新規の雇用あり（各建設管理部で年1回適用） なし	2.50		2.00	2.00	2.50
	労働環境改善	雇用環境への取組	雇用環境への取組あり（①建設雇用優良事業所表彰 ②通年雇用 ③奨学生返還支援の取組） なし		指定した項目の合計点	2.00	2.00
		仕事と家庭の両立支援の取組	仕事と家庭の両立支援の取組あり なし		指定した項目の合計点	2.50	2.50
		高齢者就業雇用	高齢者就業雇用の取組あり なし		指定した項目の合計点	2.00	2.00
	女性の活躍支援	女性の活躍支援の取組あり なし					
	地域技能士の活用	計画あり なし					
	ICT活用の取組	前年度に当該建設管理部発注の「ICT活用モデル工事」でICT施工に取組・完成した実績あり なし					
地域の守り手確保	地域独自設定項目	(各発注機関が独自に設定できる項目とする)					
	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所 ★適用区分 1：建管内 2：振興局内 3：出張所管内 4：市町村管内	1.00 0.50 0.00	0.25	1.00	1.00
		災害時の協力等	災害協定あり なし	0.25 0.00	0.25	0.25	0.25
		緊急時の応急措置の実績	過去5年間に実績あり なし				
	地域・公共施設の維持管理	公共施設の維持管理の実績	過去5年間に実績あり ※施工計画審査タイプIは適用除外				
		地域企業の活用	適用1 地域内企業の活用比率 20%以上 10%以上20%未満 10%未満		3.00	2.25	3.50
		※地域の実情に応じて、適用1、適用2を選択	適用2 あり なし			2.25	3.50
	地域資材の活用	計画あり なし		指定した項目の合計点			
	地域社会貢献	多様な雇用への貢献	いすれかに該当有り（①障がい者の就労支援、②協力雇用主制度、③新分野進出優良建設企業表彰） なし				
		環境対策の認定制度等	登録又は認証あり なし				
	その他	地域独自設定項目 (各発注機関が独自に設定できる項目とする)					
地域建設業経営環境評価	【例】内滑な事業執行への貢献	【例】前年度の当該建設管理部での対象工事の施工実績	評価比率 < 0.25 0.25 ≦ 評価比率 < 0.50 0.50 ≦ 評価比率 < 0.75 0.75 ≦ 評価比率 < 1.00 1.00 ≦ 評価比率 < 1.25 1.25 ≦ 評価比率 < 1.50 1.50 ≦ 評価比率	2.00 1.70 1.40 1.10 0.80 0.50 0.00	2.00	2.00	2.00
		計(満点)		31.50	30.50	20.50	
	減点項目	評価基準					
	過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり 総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり			-1.00		
					-1.00		

※ 必要に応じて、配置予定技術者、扱い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点の配点を増減できる。

※ 扱い手の育成・確保、地域の守り手確保の地域独自設定項目は、各建設管理部で指定項目及び配点を設定できる。

※ 専門工事タイプの標準評価項目については、工事内容に応じて施工計画審査タイプII又は施工実績審査タイプIの標準評価項目を準用し、各建設管理部において定めることができる。

※ 「仕事と家庭の両立支援の取組」及び「女性の活躍支援の取組」については、総合評価落札方式の適用区分が、「北海道建設工事等競争入札参加資格審査において格付評価しない種類（鋼橋上部、塗装工事、道路標識設置工事、造園工事、機械器具設置工事）」を対象とする場合は、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の該当する取組（「北海道あつたかファミリー応援企業」、「北海道なでしこ応援企業」の認定を含む）による評価を定めることができる。

※ 共同企業体の取り扱いは、各構成員の評価点の平均点を原則とするが、地域の実情、工事の性格・規模等に応じて、従前の評価方法を選択できる。

III-3-3 共同企業体・企業合併等

(1) 共同企業体の構成員としての実績の取扱い

ア 各技術評価項目に対する評価方法等は、次表のとおりとする。

技術評価項目	評価方法等	従前の評価方法等
企業の施工能力	工事施行成績	各構成員の平均点の単純平均とする。（※1）
	北海道建設部工事等優秀者表彰	各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。
	建設管理部工事優良企業表彰	
	ISOマネジメントシステム 地域精通度（施工実績）	各構成員毎に評価点を算出し、その平均点各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。（※2）
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	
	主任（監理）技術者の継続教育	各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。（「(4)配置予定技術者の評価」参照）
	主任（監理）技術者の建設管理部優秀現場代理人表彰	
担い手の育成・確保	技術者の追加配置	構成員のいずれかにおいて、申請した場合に評価する。
	技術職員の育成・確保	各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。（※2）
	新規の雇用	入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを見積る。
	雇用環境への取組	
	仕事と家庭の両立支援の取組	各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。（※2）
	高年齢者継続雇用	
	女性の活躍支援	
	地域技能士の活用	共同企業体としての計画を評価する。
	ICT活用の取組	各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。（※2）
	地域独自設定項目	地域の実情・評価項目に応じて各発注機関で評価方法等を設定する。
地域の守り手確保	主たる営業所の所在地	
	災害時の協力等	各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。（※2）
	緊急時の応急措置の実績	
	公共施設の維持管理実績	
	地域企業の活用	共同企業体としての計画を評価する。
	地域資材の活用	
	多様な雇用への貢献	各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を評価点とする。（※2）
	環境対策の認定制度等	
	地域独自設定項目	地域の実情・評価項目に応じて各発注機関で評価方法等を設定する。
	地域建設業経営環境評価	各構成員の受注額を分母及び分子ごとにそれぞれ合算し評価比率を算出する。
減点項目	重要な契約不適合の修補請求	
	技術評価項目の不履行	構成員のいずれかに該当事実がある場合に減点する。

※1 各構成員毎の工事施行成績の平均点の単純平均は、小数第2位切り捨て、1位止めとする
(例：A社(施行成績平均点92点)とB社(施行成績平均点95点)のJVでは、93.5点で評価点を算出)

※2 評価点の平均点は、小数第3位切り捨て、2位止めとする。

(例：A社(ISO9001取得→単体の評価点=0.50)とB社(ISO未取得→単体の評価点=0.00)のJVでは、評価点=0.25点)

※3 各項目の評価方法は、各構成員の評価点の平均点を原則とするが、地域の実情、工事の性格・規模等に応じて、従前の評価方法を選択できる。

イ 企業の施工能力に係る補足

- (ア) 構成員ごとに「企業の施工能力等調書」を作成する。（「IV-4 様式集」様式-4）
- (イ) 提出された構成員ごとの工事施行成績の平均点をさらに単純平均する。この場合の平均点も、小数第2位を切り捨て1位止めとする。
- (ウ) 乙型共同企業体（分担施工方式）の場合の工事施行成績は、分担する工事と同じ入札参加資格による工事のものを対象とする。

ウ 配置予定技術者に係る補足

- (ア) 構成員ごとに「配置予定技術者調書（総合評価用）」を作成する。
(「IV-4 様式集」様式-5)
- (イ) 補装工事に係る資格を乙型共同企業体（分担施工方式）で追加した場合の取扱いは、「III-3-2-3 配置予定技術者」(1)工(イ)を参照のこと。

工 地域建設業経営環境評価に係る補足

過去の受注がない場合（「III-3-2-6 地域建設業経営環境評価」(1)イ(イ)d）の取扱いは、構成員のいずれかに受注実績がある場合は、配点を0.00点とする。

(2) 共同企業体の構成員としての実績の取扱い

ア 工事施行成績

- (ア) 共同企業体で施工した場合における工事施行成績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- (イ) 乙型共同企業体（分担施工方式）で施工した場合は、分担した工事の入札参加資格による工事施行成績として評価する。

イ 施工実績

共同企業体で施工した場合における施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

ウ 地域建設業経営環境評価

共同企業体で施工した工事又は施工中の工事における受注額は、各構成員の出資比率（請負比）により算出した金額とする。

算出に当たり1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て円止めとする。

エ 減点項目

共同企業体で施工した工事における重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求、又は総合評価落札方式における技術評価項目の不履行の事例は、各構成員が単独で施工した工事における事例とみなして減点対象とする。

(3) 合併等の取扱い

ア 合併の場合

合併の事実発生日が、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請以前の場合は、合併存続会社と合併消滅会社の双方の実績等を評価対象とする。

イ 事業譲渡の場合

(ア) 事業の全部譲渡の場合

事業譲渡の事実発生日以後、譲渡会社の実績等は、譲受会社の実績等として評価対象とする。

(イ) 事業の一部譲渡の場合

事業譲渡の事実発生日をもって、譲渡会社の実績等を譲受会社の実績等とすることができる。ただし、この場合、事実発生日以後の総合評価落札方式による他の入札において、譲渡会社の実績等はすべて消滅したものとみなして、評価対象外とする。

ウ 会社分割の場合

事業譲渡の場合に準ずる。

エ ア、イにおいて、合併存続会社又は譲受会社が、次のいずれかに該当する場合は、合併消滅会社又は譲渡会社の実績等は、合併存続会社又は譲受会社に継承しない。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続き開始の申立てがなされた会社である場合。

(イ) 破産法（平成16年法律第75号）による破産申立てがなされた会社である場合。

(ウ) 精算手続き中の会社（事業活動を目的とせず、精算の目的の範囲内で存続する会社）である場合。

(エ) 休眠会社（建設業法第29条第3号の規定による許可の取消の要件に該当する事業活動を1年以上休止している会社）である場合。

(4) 配置予定技術者の評価

【評価基準】

- 配置予定技術者を特定できない場合は、各候補者の内、評価の合計が最も低い者で評価する。
- 共同企業体において構成員の配置予定技術者が特定できる場合は、各項目で、最も評価の高い構成員の者で、評価をする。
- 共同企業体において構成員の配置予定技術者が特定できない場合は、構成員の評価は、その構成員の各候補者の内、評価の合計が最も低い者で評価し、共同企業体の評価はその構成員の評価の中で最も合計点が高い構成員の者で評価する。

【ペナルティ基準】

- 交代した配置予定技術者の評価の合計が入札時の評価の合計より下がらなければ減点の対象としない。
- 共同企業体で配置予定技術者が交代した場合は、各項目で、最も評価の高い構成員の者で評価した合計が入札時の評価の合計より下がらなければ減点の対象としない。

《単体の場合》

(1) 配置予定技術者を特定できない場合

各候補者の内評価の合計が最も低い者で評価する。

配置予定技術者	A社			評価
	ア	イ	ウ	
主任技術者の資格	1.00	1.00	0.25	0.25
主任技術者の継続教育	0.50	0.00	0.50	0.50
優秀現場代理人表彰	0.50	0.50	0.00	0.00
計	2.00	1.50	0.75	0.75

《共同企業体の場合》

(2) 構成員の配置予定技術者が特定できない場合

構成員の評価はその構成員の各候補者の内、評価の合計が最も低い者で評価し、その共同企業体の評価は、その構成員の評価の中で最も合計点が高い構成員の者で評価する。

配置予定技術者	A社			B社			C社			評価	評価
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ		
主任技術者の資格	1.00	1.00	0.50	1.00	0.50	0.75	1.00	0.50	0.00	1.00	0.50
主任技術者の継続教育	0.50	0.00	0.50	0.00	0.50	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.50
優秀現場代理人表彰	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	0.00
計	2.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.75	1.50	0.50	0.50	1.00	1.00

(3) 配置予定技術者が特定できる構成員と、できない構成員が混在する場合

配置予定技術者を特定できない構成員の評価はその構成員の各候補者の内、評価の合計が最も低い者で評価とする。

共同企業体の評価は、その構成員の評価の中で最も合計点が高い者と配置予定技術者を特定できる構成員における各項目で最も評価の高い構成員の者で評価した合計を比較し、高い者で評価する。

配置予定技術者	A社			B社			C社			評価
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	
主任技術者の資格	1.00	1.00	0.25	0.00	1.00	0.50	0.00	0.00	0.00	1.00
主任技術者の継続教育	0.00	0.00	0.50	0.50	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
優秀現場代理人表彰	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00
計	1.00	1.00	0.75	0.50	1.50	0.50	0.50	0.50	0.50	1.00

配置予定技術者	A社		B社		C社		評価
	ア	イ	エ	オ	カ	キ	
主任技術者の資格	0.00	1.00	1.00	0.50	0.00	0.00	1.00
主任技術者の継続教育	0.50	0.00	0.50	0.50	0.00	0.00	0.50
優秀現場代理人表彰	0.50	0.00	0.50	0.50	0.00	0.00	0.50
計	1.00	1.00	2.00	1.50	0.00	0.00	2.00

(4) 構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合

各項目で、最も評価の高い構成員の者で共同企業体の評価をする。

配置予定技術者	A社			B社			C社			評価
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	
主任技術者の資格	1.00	0.50	0.00	0.00	1.00	0.50	0.00	0.00	0.00	1.00
主任技術者の継続教育	0.00	0.50	0.00	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50
優秀現場代理人表彰	0.00	0.00	0.50	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.50
計	1.00	1.00	0.50	0.00	1.50	0.00	0.00	0.00	0.00	2.00

III-3-4 履行確認・ペナルティ・評価結果の確認

(1) 履行確認

工事の監督及び検査に当たっては、評価した技術提案項目の内容を満たしているかどうかについて確認するものとする。

履行確認は、落札者に係る次の資料を工事監督員に交付し、工事開始後、工事監督員が履行状況を確認する。

工事の施工段階において、技術評価項目の不履行が発生した場合、その度合いに応じて、次に示す方法により、当該工事の工事施行成績を減点する。

工事監督員に交付する落札者に係る資料

- (1) 簡易な施工計画（様式Ⅰ、Ⅱ-1～3）
- (2) 表D（評価対象及び評価数、総評価数の入ったもの）
- (3) 配置予定技術者調書（様式-5）
- (4) 担い手の育成・確保調書（様式-6-1）
- (5) 地域の守り手確保等調書（様式-7-2）

なお、(1)、(3)、(4)、(5)については、履行確認内容（評価対象としたもの）を明確にした上で工事監督員へ交付する。

例1：配置予定技術者調書において、技術者が複数の候補者により記載されている場合、評価対象とした技術者がわかるようにする。

例2：地域の守り手確保等調書(2)の「地域企業の活用＜適用1＞で共同企業体の場合、出資比率がわかるようにする。

(2) ペナルティ（工事施行成績の減点）

ア 簡易な施工計画の不履行による工事施行成績の減点 施工計画審査タイプ

- (ア) 減点数は、1項目当たり最大で5点とする。
- (イ) 明らかに不履行が認められる場合に減点する。
- (ウ) 減点数の算出は、次のとおりとする。

$$\text{減点数} = (-5) \times \frac{\text{加点評価の総評価数} - \text{履行確認の総確認数}}{\text{加点評価の総評価数}}$$

（※減点数は、小数第1位を四捨五入して整数とする。）

（計算例） 加点評価した総評価数=4、履行確認の総確認数=3 の場合

$$\text{減点数} = (-5) \times \frac{4-3}{4} = 1.25 \rightarrow \text{減点数} = 1$$

- (エ) 減点数は、評価が下がる項目ごとの総評価数・総確認数により算定する。
(複数の項目において評価が下がる場合、その項目ごとの総評価数・総確認数により減点数を算出し合算する。)
- (オ) 不履行の原因が、自然災害によるなど、受注者の責によらない場合は、ペナルティとはしない。

- イ 配置予定技術者の交代による工事施行成績の減点 施工計画審査タイプ 施工実績審査タイプ
- (ア) 減点数は、最大で5点とする。
- (イ) 減点は、交代した技術者の資格、継続教育、優秀現場代理人表彰の合計点が、入札時に評価した合計点より劣り、評価が下がる場合に実施する。
なお、技術者の交代の理由を問わず、評価が下がれば減点する。
(なお、当該工事の完成後に執行する総合評価落札方式入札での評価点の取扱いは、「III-3-2-7 減点項目」(1)ウ(イ) 参照)
- (ウ) 発注者の都合による工期延期に伴う配置予定技術者の交代については、この適用の対象としない。
- (エ) 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、次表のとおりとする。

評価が下がる項目の組合せ			工事施行成績の 減点数
資格	継続教育	優秀現場代理人表彰	
●	●	●	5点
●	●	—	4点
●	—	●	4点
●	—	—	3点
—	●	●	2点
—	●	—	1点
—	—	●	1点
—	—	—	0点

注 表中の「●」は評価が下がる場合、「—」は評価が下がらない場合を示す。

- ウ 追加技術者の交代による工事施行成績の減点 施工計画審査タイプ 施工実績審査タイプ
- (ア) 追加技術者を交代させる場合において、評価基準に該当しないことが判明した場合は減点5点とする。
- エ 地域技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、地域独自設定項目の不履行による工事施行成績の減点 施工計画審査タイプ 施工実績審査タイプ
- (ア) 減点数は、1項目当たり一律5点とする。
- (イ) 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。
- (ウ) 地域独自設定項目については、履行確認が必要となる評価項目の場合のみに適用する。

(3) 評価結果の確認について

入札参加者は発注者に対し、評価結果の理由について落札者等の通知の日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。
なお、受注者は工事着手時にも評価結果の確認をすることができる。

III-4 事務の改善及び効率化

III-4-1 評価点事後審査方式の試行

建設管理部が発注する簡易型総合評価落札方式の適用工事において、技術評価時の事務負担の軽減を図ることを目的に、「入札書」に加え、入札参加者が各評価項目について自己採点を行った「評価点事後審査方式自己採点申請書」（以下、「自己採点申請書」という。）（様式一9）を、入札執行後に自己採点の評価内容が明らかとなる技術資料に基づく評価の審査を行ったうえで、落札者を決定する方式（以下、「評価点事後審査方式」という。）の試行を行う。

(1) 評価点事後審査方式

ア 対象工事の選定

評価点事後審査方式を行う工事は、施工実績審査タイプ（簡易型で「簡易な施工計画」を求める他のタイプを含む。）を適用する工事の中から、各建設管部において選定するものとする。

イ 入札の公告

支出負担行為担当者は、入札の公告に当たっては、要領3に掲げる事項のほか、評価点事後審査方式であることを周知するものとする。「本工事は、競争参加資格確認申請書提出の際に工事施行成績の評定結果等（以下「技術評価項目」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事のうち、「自己採点申請書」により、落札候補者を選定し、落札候補者から提出のあった技術資料に基づく評価の審査を入札執行後に行う評価点事後審査方式の試行工事である。」

ウ 入札の方法等

(ア) 「自己採点申請書」の提出

「自己採点申請書」（様式一9）の提出は、自己採点の評価内容が明らかとなる技術資料、競争参加資格確認申請と同時に、求めるものとする。

なお、共同企業体の「自己採点申請書」は、構成員ごとに提出を求めるとともに、代表の構成員から、共同企業体の「自己採点申請書」の提出を求めるものとする。（技術資料は、構成員ごとのみとする。）

また、開札後の落札候補者の自己採点申請書以外、発注者において自己採点申請書の点数の正誤の確認は行わない。

(イ) 落札候補者の選定

支出負担行為担当者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、落札者決定基準において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値（以下、「評価値」という。）を、「入札金額」と「自己採点申請書」により算出し、評価値の最も高い第一順位の者を落札候補者として選定する。

(ウ) 技術評価項目の審査等

提出のあった技術資料に基づく「自己採点申請書」の審査及び評価は、落札決定基準に基づき支出負担行為者が決定するものとする。

技術資料に基づく審査は、評価値の最も高い第一順位の落札候補者について行うものとし、技術資料の審査の結果、第一順位の落札候補者の自己採点に誤りがあり、評価値の順位に変動が生じた場合は、評価値の高い方から第二順位の者を落札候補者として選定し、技術資料に基づく審査を行うものとする。なお、第二順位の落札候補者の自己採点に誤りがあり評価値の順位に変動が生じた場合は、評価値の高い方から第三順位の者を落札候補者とし、以降、順位に変動が生じない時点まで、順に審査及び評価を行うものとする。

なお、技術資料の添付漏れがあった場合、該当する評価項目の評価値を『0点』として扱う。

工 落札者の決定等

出負担行為担当者は、最も評価値の高い者を落札者とする。

この場合において、最も評価値の高い者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

オ 自己採点申請書の評価基準

- (ア) 支出負担行為担当者は、入札参加者が「自己採点申請書」により行った各項目の自己採点を超える評価は行わない。
- (イ) 支出負担行為担当者は、落札候補者の自己採点に誤りがあった場合は、自己採点を超えない範囲で評価値を修正するものとし、ペナルティ等の措置は講じないものとする。
- (ウ) 各建設管理部において年1回申請（落札するまで）できる「工事等優秀者表彰」・「新規の雇用」の申請は、工事を落札するまで申請することができるとしている。

ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の次以降の申請済みの工事の当該項目の評価は、支出負担行為担当者が0点に修正し評価値を計算する。

なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順）で判断することとし、評価点事後審査方式以外を含むものとする。

また、同一入札日で複数申請している工事の内、施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事（以下、「提出対象工事」という。）がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後、提出対象工事を入札整理番号順に判断する。

カ 技術評価項目の評価結果の通知

支出負担行為担当者は、自己採点申請書の審査及び評価の対象となった落札候補者たち、自己採点に誤りがあり支出負担行為担当者が修正した場合に限り、対象となる者に通知することとし、それ以外の場合は通知しない。

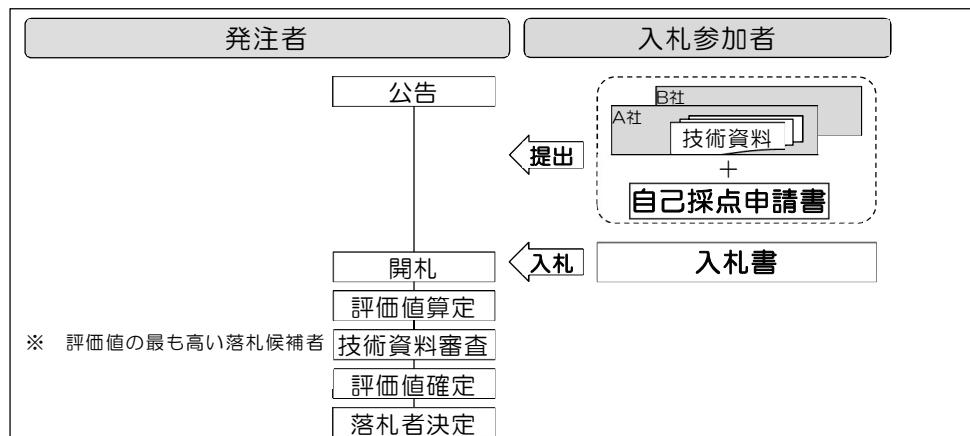
キ 技術評価項目の評価結果の説明

技術評価項目の評価結果の苦情については、「簡易型総合評価落札方式の試行の取扱いについて」（平成18年5月18日付け建情第207号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）、「簡易型総合評価落札方式の試行の運用について」（平成18年5月25日建情第252号建設部長通達）によることとするが、苦情の申立てができる者は、技術評価項目の評価結果の通知を受けた者とする。

ク 公表

公表は、「簡易型総合評価落札方式の試行の取扱いについて」（平成18年5月18日付け建情第207号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）、「簡易型総合評価落札方式の試行の運用について」（平成18年5月25日建情第252号建設部長通達）によることとする。

（2）評価点事後審査方式自己採点方式の試行概要



III-4-2 一括審査方式、段階的選抜方式

総合評価落札方式の実施に当たっては、入札参加者の負担軽減を図るために、技術力審査・評価の効率化等について、国や他県等での取組事例を参考にしながら、今後も検討を進める必要がある。

以下の2つの手法については、現段階では、本格運用の必要性は低いものの、各発注機関において、必要に応じて検討できるものとし、基本的な考え方を以下に示す。

(1) 一括審査方式

ア 総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、2つ以上の工事において、提出を求める技術資料の内容を同一のものとして、一括して審査する方式。

一括審査方式を適用する際の留意点は以下のとおり。

- (ア) 支出負担行為者が同一の工事であること。
- (イ) 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事であること。
- (ウ) 工事種別及び等級区分、業種区分が同じ工事であること。
- (エ) 施工地域が近接する工事
- (オ) 入札公告、競争参加申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事であること。
- (カ) 工事の品質確保又は品質向上を図るために求める簡易な施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事であること。
- (キ) 「工事施行成績評定基準」（平成14年3月27日付け技管第1228号）別添様式「検査項目別運用表（「検査員用」に係る「品質、出来ばえ対応表」）」における工事の種類が同じ工事であること。

イ 留意事項

一括審査方式の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (ア) 入札公告及び入札説明書の交付は、工事ごとに別々に行うこと。
- (イ) 落札決定を行う工事の順番を、入札公告及び入札説明書において明らかにすること。

(2) 段階的選抜方式

競争に参加しようとする者に対し、技術提案、簡単な施工計画を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する方式。当該方式は、プロセスに関する方式であり、総合評価落札方式と併せて採用することができる。

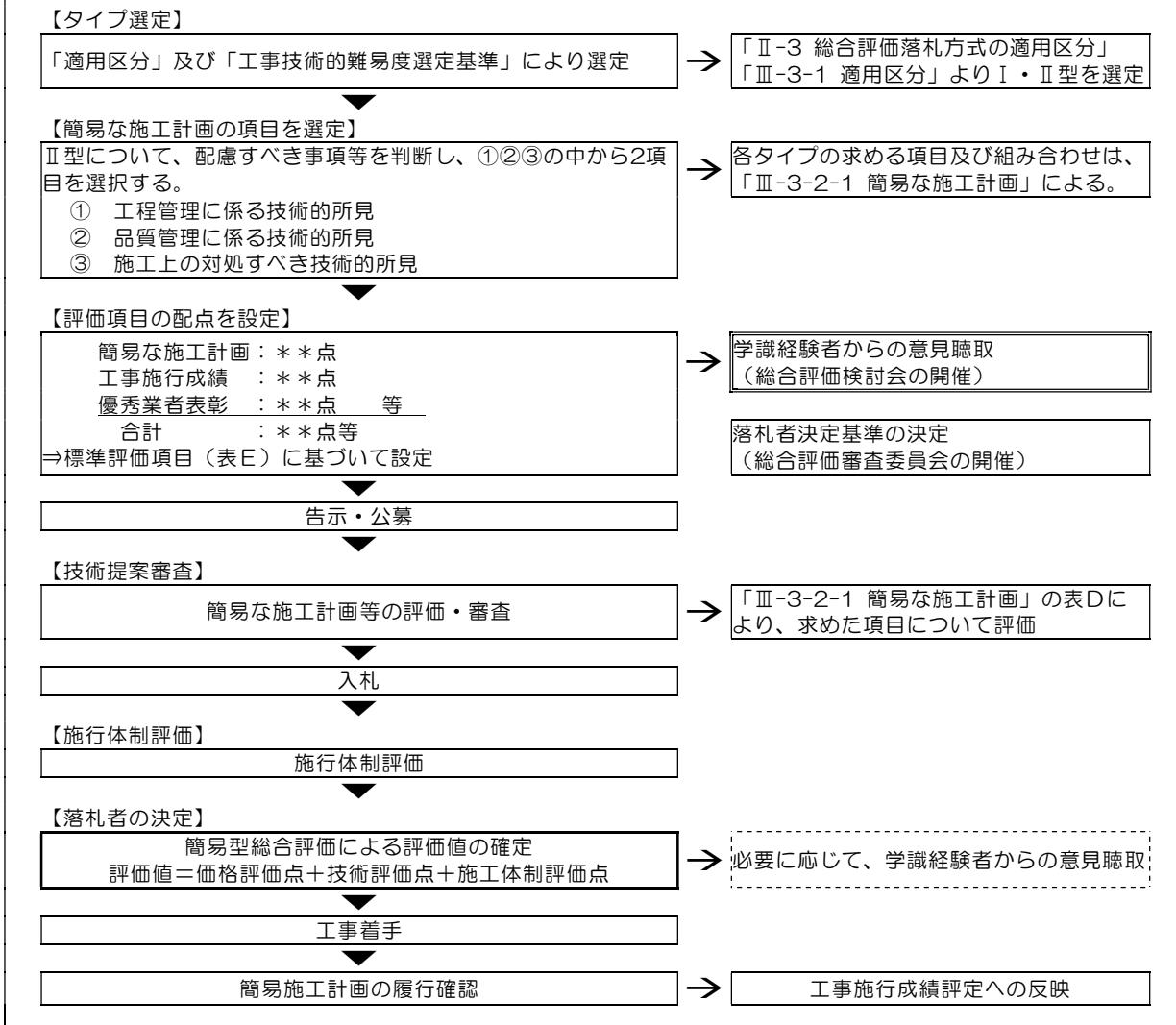
また、当該方式は、競争参加者が多く見込まれる場合において、受発注者双方の技術提案等に係る事務負担の軽減を図るために、品確法(H26改正)第16条において新たに位置づけられた方式である。

- ア 当該方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう留意すること。
- イ 第一段階の選抜の基準の設定方法によっては、技術提案・簡易な施工計画を求める者が固定化してしまう可能性がある点に留意すること。
- ウ 当該方式は、指名競争入札にあたることから、第一段階の選抜数の検討に当たっては、道の指名基準等も踏まえる必要があること。

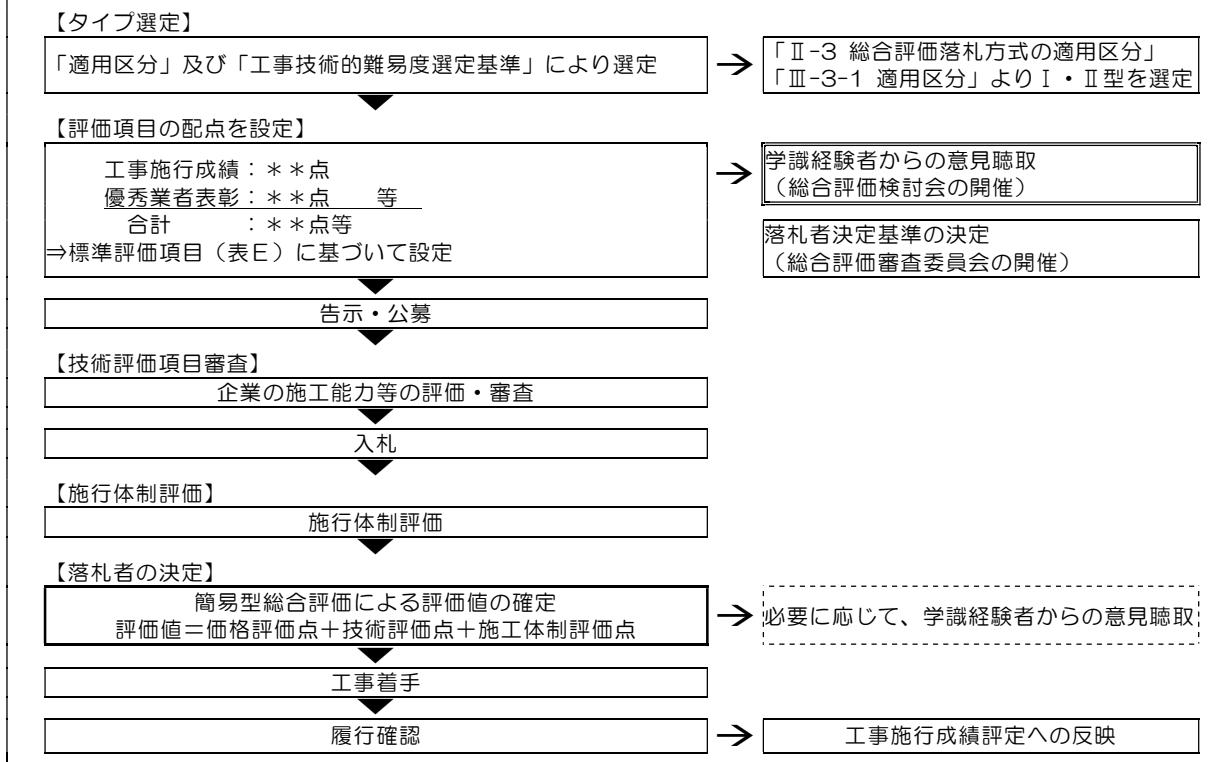
IV 資料編

IV-1 簡易型総合評価落札方式実施フロー

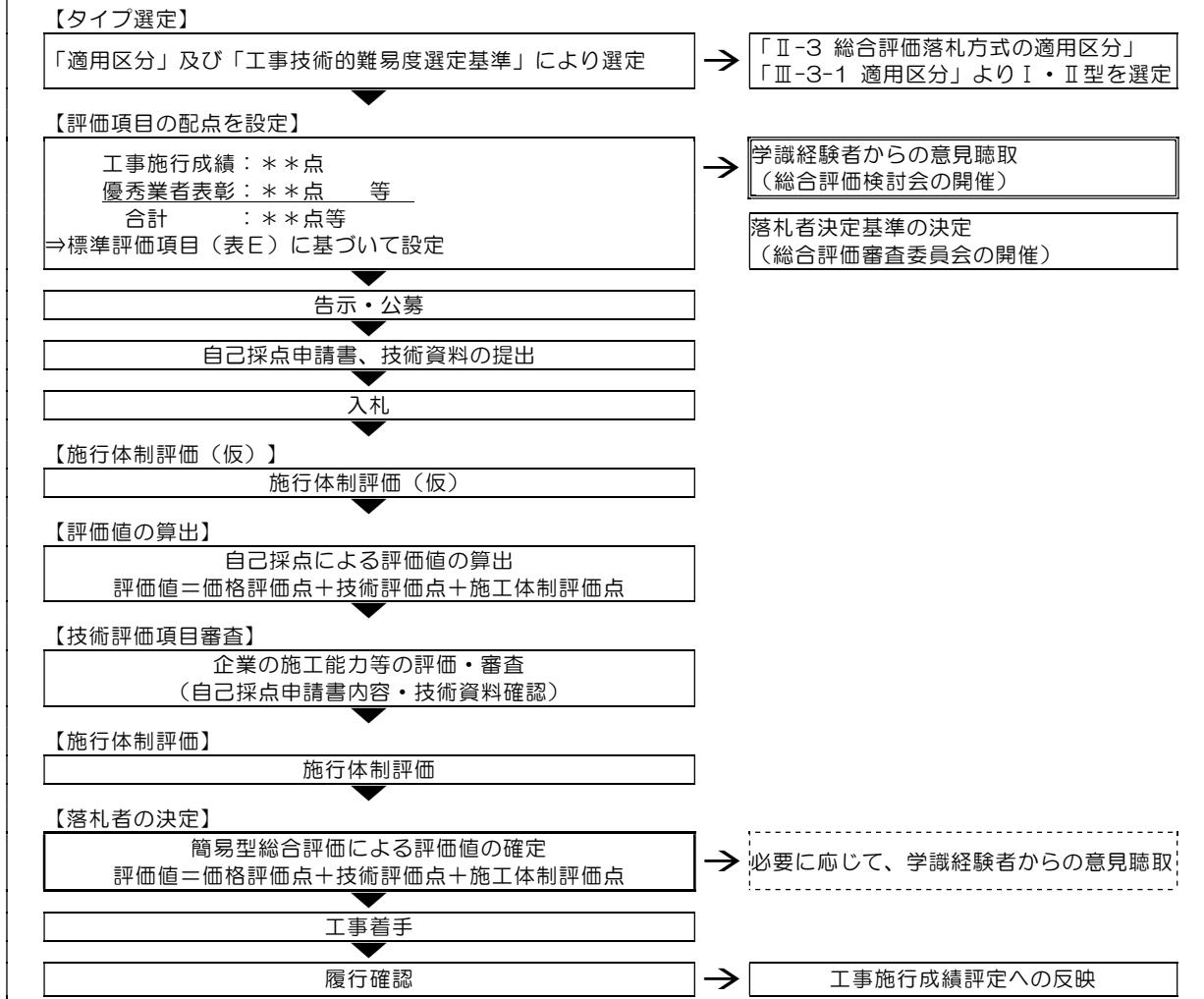
1 施工計画審査タイプにおける実施フロー



2 施工実績審査タイプにおける実施フロー



3 施工実績審査タイプ（評価点事後審査方式）における実施フロー



IV-2 特記仕様書(簡易型総合評価落札方式)

特記仕様書への追加記載事項について、次のとおり例示する。

(1) 施工計画審査タイプ

技術評価項目について

1 責任の所在

発注者が技術評価項目を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2 技術評価項目に係る履行確認

簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施行中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

(1) 「地域の技能士等の活用」の履行確認について

- ・ 当該工事施工中に、監督員が段階確認などの立会時に合わせて、申請している技能士の本人確認及び作業状況を確認することを原則とし、その確認状況を受注者が写真撮影し、施工計画書に添付するものとする。

ただし、立会時に申請している技能士が作業していないなど監督員による作業状況等の確認が困難な場合は、受注者が技能士の本人確認及び作業状況を写真撮影し、施工計画書に添付することにより、確認することができる。

3 技術評価項目に係るペナルティ

加点評価された技術評価項目について、受注者が自らの責により遵守することができない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

(1) 簡易な施工計画

- ア 減点は、入札時に評価した簡易な施工計画の不履行が発生した場合で、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、1項目当たり最大5点とする。

(2) 配置予定技術者

- ア 減点は、交代した技術者の資格、継続教育、優秀現場代理人表彰の合計点が、入札時に評価した合計点より劣り、評価が下がる場合に実施する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

イ 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大5点とする。

(3) 追加技術者

追加技術者を交代させる場合において、評価基準に該当しないことが判明した場合は、減点5点とする。

(4) 地域技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、地域独自設定項目の不履行による減点

- ア 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、1項目当たり一律5点とする。

※ 地域での選択項目、及び地域独自設定項目で、履行確認が不要となる評価項目については削除する。

(2) 施工実績審査タイプ

技術評価項目について

1 責任の所在

発注者が技術評価項目を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2 技術評価項目に係る履行確認

配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施行中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

(1) 「地域の技能士等の活用」の履行確認について

- 当該工事施工中に、監督員が段階確認などの立会時に合わせて、申請している技能士の本人確認及び作業状況を確認することを原則とし、その確認状況を受注者が写真撮影し、施工計画書に添付するものとする。

ただし、立会時に申請している技能士が作業していないなど監督員による作業状況等の確認が困難な場合は、受注者が技能士の本人確認及び作業状況を写真撮影し、施工計画書に添付することにより、確認することができる。

3 技術評価項目に係るペナルティ

加点評価された技術評価項目について、受注者が自らの責により遵守することができない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

(1) 配置予定技術者

ア 減点は、交代した技術者の資格、継続教育、優秀現場代理人表彰の合計点が、入札時に評価した合格点より劣り、評価が下がる場合に実施する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

イ 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大5点とする。

(2) 追加技術者

追加技術者を交代させる場合において、評価基準に該当しないことが判明した場合は、減点5点とする。

(3) 地域技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、地域独自設定項目の不履行による減点

ア 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点数は、1項目当たり一律5点とする。

※ 地域での選択項目、及び地域独自設定項目で、履行確認が不要となる評価項目については削除する。

IV-3 参考資料

別表ア

工事の種類	資格の種類
土木工事	土木施工管理技士
	建設機械施工技士
建築工事	建築施工管理技士
電気工事	電気工事施工管理技士
管工事	管工事施工管理技士
造園工事	造園施工管理技士

別表イ

工事の種類	資格の種類
舗装工事	舗装施工管理技術者
地すべり防止工事	地すべり防止工事士
漁港工事	水産工学技士（水産土木部門）
PC工事	プレストレストコンクリート技士（PC技士）
植生工事	植生施工管理技士
海上工事	海上工事施工管理技術者
空港工事	空港工事施工管理技術者
法面保護工	のり面施工管理技術者
グラウンドアンカーアー工事	グラウンドアンカーアー施工士
鋼橋上部工事 等	溶接管理技術者
（その他の工事）	（適宜、設定することができる）

※下記に上記の資格の評価方法例を示す。この場合、技術評価点の満点の変更も可とする。

追加資格の活用例（PC技士：工事にプレストレストコンクリートの施工が含まれる場合には追加可能）

技術評価項目	評価基準	専門工事タイプ (PC工事型)		
		評価点	配点	小計
配置予定技術者 の資格	主任(監理)技術者 の資格	技術士 又は 有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00	合計点 2.00 ↓ 2.25
		一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75	
		二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工技士(有資格期間10年以上)	0.50	
		二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工技士(有資格期間5年以上)	0.25	
		上記以外	0.00	
工事に適用される 追加資格	主任(監理)技術者 の継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得）	0.50	(0.25を追加)
		なし	0.00	
主任(監理)技術者 の建設管理部優秀 現場代理人表彰	過去1~3年間に表彰あり(兼任が認められる場合でも、重複評価しない)	0.50	0.50	
		なし	0.00	
			0.50	

IV-4 様式集

簡易型総合評価落札方式の様式は、次のとおりとする。

別記様式 技術評価項目申請書

様式－1 簡易な施工計画【工程管理に係る技術的所見】

様式－2 簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】

様式－3 簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】

様式－4 企業の施工能力等調書

様式－5 配置予定技術者調書（総合評価用）

様式－6 担い手の育成・確保調書（1）（2）（3）（4）（5）

様式－7 地域の守り手確保等調書（1）（2）

様式－8 地域建設業経営環境評価調書

様式－9 評価点事後審査方式 自己採点申請書

事前登録済みの入札参加者については、次の様式は提出不要。

「様式－4 企業の施工能力等調書」※1

「様式－6－4 担い手の育成・確保調書（4）」

「様式－6－5 担い手の育成・確保調書（5）」

「様式－7－1 地域の守り手確保等調書（1）」

※1：ただし、表彰等を申請する場合は必要

（表彰等：北海道建設部工事等優秀者表彰、建設管理部工事優良企業表彰）

別記様式

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

競争入札参加希望者

住所

商号又は名称

代表者氏名

(共同企業体の場合は企業体名を冠にすること)

技術評価項目申請書

簡易型総合評価落札方式のための技術評価項目申請書を提出します。添付資料の内容については事実に相違ないことを誓約します。

また、落札候補者となった際の発注者による確認において、申請した得点に錯誤があった場合は、その得点の上方修正は認められず、下方修正されることについて承諾いたします。

なお、「減点項目」に該当する場合に、発注者で減点項目欄に減ずる得点を記入し修正することについて承諾いたします。

記

1 工事名

2 技術評価項目

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 工程管理に係る技術的所見 | (様式-1) |
| (2) 品質管理に係る技術的所見 | (様式-2) |
| (3) 施工上の対処すべき技術的所見 | (様式-3) |
| (4) 企業の施工能力 | (様式-4) |
| (5) 配置予定技術者 | (様式-5) |
| (6) 地域精通度(施工実績) | (コリンズの登録内容確認書の写し) |
| (7) 主たる営業所の所在地 | (様式-4) |
| (8) 各建設管理部との災害協定 | (協定書の写し) |
| (9) 担い手の育成・確保 | (様式-6) |
| (10) 地域の守り手確保等 | (様式-7) |
| (11) 地域建設業経営環境評価 | (様式-8) |
| (12) 評価事後審査方式 自己採点申請書 | (様式-9) |

3 問い合わせ先

担当者 :

部署 :

電話番号 :

注 技術評価項目の(1)から(12)については、発注者から求められている事項以外は、適宜、削除すること。
様式1、様式1-1、様式2、様式3については、会社(企業)名を記載したものと、記載しないものを提出する。

地域建設業経営環境評価(様式-8)【別紙 留意事項】は提出不要とする。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

様式ー1（施工計画審査タイプⅠ・Ⅱ型）

簡易な施工計画【工程管理に係る技術的所見】

工事名：

会社(企業体)名：

NETIS掲載技術がない場合、工程管理に係る技術的所見、品質管理に係る技術的所見の2項目での評価では、
2項目×2事項×1所見=4枚まで資料を添付できる。

事項	所見の具体的な内容	評価
(記入例) 異常気象や緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	<p>①</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2項目を選択する。</p> <p>ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止 イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化 ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、 技術NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	○
(記入例) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	<p>①</p> <p>入札参加者が 左記の項目について工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※各項目毎に、1つの所見とする。 また、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない</p>	—

※本表は、落札者決定基準の別表として添付し
入札参加者へ提示する。

※評価

○：加点評価の対象とする

—：加点評価の対象としない

×：実施不可

- 注1 A4用紙1枚以内にまとめること。
- 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。
- 3 所見でNETIS掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。
また、NETIS掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外の新技術・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて、その技術内容や効果が把握出来るカタログ等の資料を技術的所見毎に1枚に限り、添付可能とする。なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。
- 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。
なお、差し替え及び再提出は認めない。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

様式-2（施工計画審査タイプI・II型）

簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】

工事名：

会社(企業体)名：

NETIS掲載技術がない場合、工程管理に係る技術的所見、品質管理に係る技術的所見の2項目での評価では、
2項目×2事項×1所見=4枚まで資料を添付できる。

■評価テーマ	＊＊について 〔発注者が重要度の高い工事目的物を明示〕	評価
事項	所見の具体的な内容	評価
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫	<p>① ● ● ● ●</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2項目を選択する。</p> <p>ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫 イ 品質の確保・向上を図るために、施工中に行う技術的な工夫 ウ 品質の確保・向上を図るために、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、 技術NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	○
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために、当該工事目的物の施工中に行う技術的な工夫	<p>① ● ● ● ●</p> <p>入札参加者が 左記の項目について品質のより確実な確保又は品質の向上を図るために品質管理に係る技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※各項目毎に、1つの所見とする。 また、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない</p>	—

※本表は、落札者決定基準の別表として添付し
入札参加者へ提示する。

※評価

○：加点評価の対象とする

－：加点評価の対象としない

×：実施不可

- 注1 A4用紙1枚以内にまとめること。
- 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。
- 3 所見でNETIS掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。
また、NETIS掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外の新技術・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて、その技術内容や効果が把握出来るカタログ等の資料を技術的所見毎に1枚に限り、添付可能とする。なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。
- 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。
なお、差し替え及び再提出は認めない。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

様式-3（施工計画審査タイプI・II型）

簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】

工事名：

会社(企業体)名：

NETIS掲載技術がな場合、品質管理に係る技術的所見、施工上の対処すべき所見の3項目での評価では、
2項目×2事項×1所見=4枚まで資料を添付できる。

事項	所見の具体的な内容	評価
(記入例) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫	<p>①</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2項目を選択する。</p> <p>ア 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫 イ 安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫 ウ 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、 技術NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	○
(記入例) 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的な工夫	<p>①</p> <p>入札参加者が 左記の項目について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※各項目毎に、1つの所見とする。 また、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない</p>	—

※本表は、落札者決定基準の別表として添付し
入札参加者へ提示する。

※評価

○：加点評価の対象とする

—：加点評価の対象としない

×：実施不可

- 注1 A4用紙1枚以内にまとめること。
- 2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。
- 3 所見でNETIS掲載の新技術・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。
また、NETIS掲載の新技術については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外の新技術・新工法・特許工法等がある場合、必要に応じて、その技術内容や効果が把握出来るカタログ等の資料を技術的所見毎に1枚に限り、添付可能とする。なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。
- 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。
なお、差し替え及び再提出は認めない。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

様式－4 (※事前登録済みの会社は表彰を申請する場合を除き提出不要)

企業の施工能力等調書

工事名 :

会社(構成員)名 :

◎工事施行成績の評価対象は、全道における各建設管理部で、 年1月1日から 年12月31日までに完成し、その後引渡が完了した工事とする。

(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)

◎工事施行成績は、当該工事と同じ入札参加資格の工種による工事のものを対象とする。

工事名	完成年月日	コリンズ番号	受注者名	工事施行成績評点
合計件数		件	合計点数	
			平均点	

※平均点は、小数第2位を切り捨て1位止めとする。

※共同企業体の構成員としての実績の場合、受注者名欄は共同企業体の名称を記入する。

- | | |
|---------------------------|---------|
| ・北海道建設部工事等優秀者表彰（知事感謝状）の有無 | (あり・なし) |
| ・北海道新技術・新製品開発賞の受賞（表彰状）の有無 | (あり・なし) |

※表彰がある場合は、下欄に表彰年月日及び表彰の種類・部門を記入する。

※共同企業体の場合は、表彰がある会社名を記入。

- | | |
|------------|---------|
| ※申請の有無を記入。 | (あり・なし) |
|------------|---------|

表彰年月日	年 月	種類・部門	○○表彰（賞） ○○部門 (部門は北海道建設部工事等優秀者表彰の場合)
※会社名			

※「申請」とは、年1回、各建設管理部において申請ができる0.5点をいう。

- | | |
|-------------------|---------|
| ・建設管理部工事優良企業表彰の有無 | (あり・なし) |
|-------------------|---------|

※表彰がある場合は、下欄に表彰年月日及び表彰の種類・部門を記入する。

※共同企業体の場合は、表彰がある会社名を記入。

- | | |
|------------|---------|
| ※申請の有無を記入。 | (あり・なし) |
|------------|---------|

表彰年月日	年 月
※会社名	

※「申請」とは、年1回、受賞した建設管理部において申請ができる0.25点をいう。

- | | |
|-------------------------|---------|
| ISOマネジメントシステムの取得（登録）の有無 | (あり・なし) |
|-------------------------|---------|

※取得（登録）している場合は、下欄に登録年月日、登録番号及び有効期限を記入し、登録証書の写しを併せて提出する。

登録年月日	年 月 日	登録番号
有効期限	年 月 日	

主たる営業所 の所在地	営業所名	
	住所	

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

2 乙型共同企業体（分担施工方式）の場合の工事施行成績は、分担する工事と同じ入札参加資格による工事のものを対象とする。

3 工事施行成績の記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。

4 事前登録済みの会社が北海道建設部工事等優秀者表彰等、表彰の申請をする場合は、該当欄のみに記入し提出する。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

様式－5

配置予定技術者調書（総合評価用）

工事名：

会社(構成員)名：

氏名		○○ ○○	
生年月日		年 月 日生	
資格	種類	技術士（○○部門）	
	取得年月日	年 月 日	
	登録番号		
	種類	○級○○施工管理技士	
	取得年月日	年 月 日	
	登録番号		
	種類		
	取得年月日	年 月 日	
登録番号			
継続教育の取得単位	団体名	(一社)全国土木施工管理技士会連合会 年間 ユニット	
		(公社)土木学会 単位	
		(公社)日本技術士会 年間 C P D 時間	
各建設管理部優秀現場代理人表彰	表彰の有無	あり・なし	
	表彰年月日	年 月 日	
	表彰機関名	○○建設管理部	
	申請の有無	あり・なし	
	他工事と兼任予定	あり・参加申請中・なし	
	兼任予定工事	入札日	
		工事名	

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

- 2 配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者の中から、評価の合計が最も低い者を記入すること。
(申請した配置予定技術者と実際の配置技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、減点の対象となるので注意すること。)
- 3 記載内容を証明する資料として、資格を証する書面、C P D受講証明書及び表彰状等の写しを併せて提出すること。
- 4 優秀現場代理人表彰は、全道の建設管理部における表彰についても評価対象とする。(なお、他工事と兼任する場合において、当建設管理部発注の兼任する他工事の総合評価で評価されている場合、また、当工事の入札時点で他工事で評価され落札予定者となった場合は、当工事では評価しない。)
- 5 優秀現場代理人表彰を申請する場合、他工事との兼任、工事名、工期を記入すること。(当建設管理部発注の工事を記入) なお、他工事と兼任予定欄の「あり」は既発注工事、「参加申請中」は本様式提出時点で他に兼任を予定している入札参加申請中の工事がある場合。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

様式－6－1

担い手の育成・確保調書（1）（技術者の追加配置）

工事名：

会社(構成員)名：

氏名		○○ ○○
生年月日		年 月 日生
資格	種類	○級○○施工管理技士
	取得年月日	年 月 日
	登録番号	
	種類	
	取得年月日	年 月 日
	登録番号	
種類		
取得年月日	年 月 日	
登録番号		

- 注1 共同企業体で申請する場合は、申請する構成員が作成し提出すること。
 2 追加技術者を特定できない場合や複数の場合は、複数の候補者の中から1名を記載すること。
 3 記載内容を証明する資料として、資格を証する書面の写しを提出すること。
 4 追加予定技術者を兼任させる（予定を含む）場合は、同一市町村内の工事に限って認めることとしているので、記載に当たっては留意すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

様式－6－2

扱い手の育成・確保調書（2）

工事名：

会社(構成員)名：

①若手職員の育成・確保

- ・技術者の35歳未満の割合が15%以上 (該当 • 非該当)
- ・35歳未満の新規技術者の割合が1%以上 (該当 • 非該当)

※当該工事公告日時点で、直近の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写しを提出する。

上記通知書の記載

- ・若年技術職員の継続的な育成及び確保「該当」＝技術者の35歳未満の割合が15%以上
- ・新規若年技術職員の育成及び確保「該当」＝35歳未満の新規技術者の割合が1%以上

②技術職員総数の確保

- ・技術職員の総数の増減状況 (同数以上 • 1~2人減少 または 3人減少 または 左記非該当)
 減少率 4%以下 減少率 6%以下

※ 当該工事公告日時点で、直近の前の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写しを提出する。

- ・直近の前の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）と、①若手職員の育成・確保で提出された直近の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）で確認する。

(ア) 直近の経営規模等評価結果通知書 (総合評定値通知書) に記載されている 技術職員の総数	(イ) 直近の前の 経営規模等評価結果通知書(総合評定値通 知書)に記載されている技術職員の総数	(ウ) 増減数 (増加・同数・減少 を囲み、人数記入)
人	人	人
(ウ)で減少の場合には、(工)減少率を記入 ↓		
	(工) 減少率 (ウ)/(イ)	%

(パーセントの小数第一位を切り捨て、整数値を記入)

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

2 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）（以下、「通知書」という。）に記載されている技術職員の総数は、通知書の「技術職員数」欄の最下段「合計」欄に記載された「一級、監理補佐、基幹、二級、その他」の人数を集計した総数を記載すること。

種類	<u>I C T 活用の取組</u>	
	当該建設管理部発注の「I C T 活用モデル工事」を取組・完成した実績	
(用紙寸法 日本工業規格A4)		
入札年月日		
工事番号		
工事名		
完成年月日		

様式－6－5(P81)から移動

様式－6－3

扱い手の育成・確保調書（3）

工事名：

会社(構成員)名：

<u>新規の雇用</u>		(あり・なし)	
※申請の有無を記入		(あり・なし)	
※申請とは、年1回、各建設管理部において申請ができるることをいう。 ※共同企業体の場合は、申請する会社名も記入。			
※過去5年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者の雇用。また、過去5年間において、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者の雇用がある場合は、下欄に雇用者の氏名等を記入するとともに、雇用関係の判断できる資料を併せて提出する。			
氏名		会社名	
生年月日	年　月　日生	採用時点の年齢	才
学卒者の雇用の場合	卒業学校名		
	卒業年月日	年　月　日卒業	
	【提出資料】 ①卒業証書又は卒業証明書の写し ②雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面 ③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し+健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し+源泉徴収簿の写し ⑤3ヶ月以上継続雇用されていることがわかる書面（賃金台帳の写しなど）		
離職者の雇用の場合	前会社名		
	【提出資料】 ①解雇通知書又は離職証明書の写し ②雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面 ③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し+健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し+源泉徴収簿の写し ⑤3ヶ月を超える継続雇用されていることがわかる書面（賃金台帳の写しなど）		

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

2 3ヶ月を超える継続雇用とは、基準日(令和5年度においては、令和5年4月1日時点)において、3ヶ月を超える雇用があることが必要なため、令和5年1月～3月の雇用ならびに基準日において雇用を継続していること証する書類が必要となるので添付する書類に留意すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

様式－6－4 （※事前登録済みの会社は提出不要）

扱い手の育成・確保調書（4）

工事名：

会社(構成員)名：

雇用環境への取組の有無		(あり・なし)
種類	・「建設雇用改善優良事業所表彰」・「通年雇用」・「奨学金返還支援の取組」	
<p>※北海道知事からの表彰がある場合は、下欄に表彰年月日を記入し、表彰を証明する資料（表彰状等の写し）を併せて提出する。</p> <p>※「通年雇用」は「令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査」における審査において評価された企業を評価。</p> <p>※若年者雇用の取組として、職員の奨学金返還の支援に取り組む企業を評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ①奨学金返還の支援(代理返還)を行っている、又は行う規定を設けていることが確認できる書類等(企業のホームページへの掲載、求人票、社内規定等)の写し ②道内市町村の奨学金返還支援制度の認定(登録)企業となっていることが確認できる書類等(市町村のホームページへの掲載、市町村が発行する証明書(認定書、登録書)の写し ③独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)のホームページの「企業の奨学金返還支援(代理返還)制度」に登載されていることが確認できる書類(HPの当該箇所等)の写し。 		
表彰年月日	年　月　日	表彰種別

注 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

種類	仕事と家庭の両立支援の取組
	<ul style="list-style-type: none"> ・「北海道働き方改革推進企業認定」の「仕事と子育て・介護等の両立」の取組 (あり・なし) ・「北海道あつたかファミリー応援企業」の認定 (あり・なし) ・次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定 (あり・なし)

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

2 「北海道働き方改革推進企業認定」、「北海道あつたかファミリー応援企業」による評価の場合は、認定証の写しを提出すること。

3 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」による評価の場合は、策定届(変更届)の写しを提出すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

様式－6－5 （※事前登録済みの会社は提出不要）

扱い手の育成・確保調書（5）

工事名：

会社(構成員)名：

種類	<u>高年齢者継続雇用の取組</u>	
次のいずれかによる		
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5・6度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における 「高年齢者継続雇用対策」の評価 (あり・なし) ・高年齢者を継続雇用している実績 (あり・なし) 		
<u>高年齢者を継続雇用している実績</u>		
雇用年月日	年 月 日	
被雇用者氏名	北海 太郎	
被雇用者年齢	満 歳（令和4年4月1日時点）	
被雇用者生年月日	昭和 年 月 日	
勤務先名称	○○建設株式会社	
勤務先の所在地（都道府県・市町村名）	北海道○○市	
注1 高年齢者については、 令和4年4月1日 時点で満65歳以上の者（ 昭和32年4月1日 以前に生まれた者）を 令和4年4月1日 以前に雇用し、 令和5年4月1日 時点で、継続して雇用している者とする。 2 入札参加者は、下記のいずれかの書類を提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し。 ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び出勤簿や賃金台帳等の継続雇用されていることが解る書類の写し。 ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し。 3 複数人該当する場合は、いずれか1名の記入及び添付資料の提出で良い。 4 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること		

種類	<u>女性の活躍支援の取組</u>	
次のいずれかによる		
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「女性活躍支援」の評価 (あり・なし) ・「北海道働き方改革推進企業認定」の「女性」の取組 (あり・なし) ・「北海道なでしこ応援企業」の認定 (あり・なし) ・女性活躍推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定 (あり・なし) 		

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること

2 「北海道働き方改革推進企業認定」、「北海道あつたかファミリー応援企業」による評価の場合は、認定証の写しを提出すること。

3 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」による評価の場合は、策定届(変更届)の写しを提出すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

「ICT活用の取組」は様式－6－2(P78)に移動

様式一7-1 (※事前登録済みの会社は提出不要)

地域の守り手確保等調書（1）

工事名：

会社(構成員)名：

<u>公共施設の維持管理の実績の有無</u>	(過去5年間にわたる実績)	あり • なし)
<u>緊急時の応急措置の実績の有無</u>	(過去5年間の実績)	あり • なし)
※活動実績がある場合は、下欄にその内容を具体的に記入するとともに、活動内容及び活動時期が客観的に判断できる資料(契約書写し等)を併せて提出する。		
	業務名	内容
<u>緊急時の応急措置</u>		

注1 公共施設の維持管理の過去5年間にわたる実績は、年度ごとに記入する。

2 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

<u>多様な雇用への貢献</u>	(あり • なし)
'障がい者の就労支援'・'協力雇用主登録'・'新分野進出優良建設企業表彰'	
※'障がい者の就労支援'は「令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査」における審査において評価された企業を評価。	
※'協力雇用主'は、保護観察所に協力雇用主として登録している企業を評価。	
※登録先の保護観察所が発行する証明書(当該年度における登録の継続が分かること)の写しを提出する。	
※新分野進出優良建設企業表彰の実績がある場合は、下欄に表彰年月日を記入する。 ・表彰を証明する資料(表彰状等の写し)を提出する。	
登録(表彰)年月日	年 月 日

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

<u>環境対策の認定制度等の有無</u>	(あり • なし)		
※認定(登録)を受けている場合は、下欄に種類、認定(登録)年月日及び認定(登録)期間の終了日を記入するとともに、認定(登録)を証明する資料(認定証書等の写し)を併せて提出する。(4種類のうちのいずれかで可)			
種類	'ISO14001'・'北海道グリーン・ビズ認定制度'・'優良な取組'部門'・HES・EA21		
認定(登録)年月日	年 月 日	期間の終了日	年 月 日

注1 発注者から求められている事項以外は、適宜、削除すること。

2 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。

3 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

様式一7-2

地域の守り手確保等調書（2）

工事名：

会社(構成員)名：

地域企業の活用 <適用1> 地域内企業の活用比率

※地域企業活用予定比率について、該当する項目に「レ」を記入する。

- 地域内企業活用比率 20%以上
 10%以上20%未満
 10%未満

注1 共同企業体で申請する場合は、代表の構成員が作成し提出すること。

地域企業の活用 <適用2> 地域内企業の活用

※地域内企業の元請施工又は地域内企業を一次下請で1社以上活用する計画の有無を記入する。

地元の元請会社	会社名	所在地
地元の一次下請会社	会社名	所在地

注1 地元の一次下請会社が複数ある場合は、主たる会社の会社名・所在地を記入すること。

2 共同企業体で申請する場合は、代表の構成員が作成し提出すること。

地域資材の活用計画の有無

(あり・なし)

※下欄に指定した工事資材を使用する計画がある場合又は〇〇地域内における工事資材（地域内で調達する工事資材）の調達計画がある場合に資材名又は資材調達金額を記入する。

指定工事資材	資材調達計画
〇〇の石材	(あり・なし)
工事資材	資材調達(調達金額が工事予定入札額の5%以上)の計画
	(あり・なし)

注1 発注者から求められている事項以外は、適宜、削除すること。

2 記入欄が不足する場合は、適宜、行又は欄を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に

「全〇葉の内〇号」と記入すること。

3 共同企業体で申請する場合は、代表の構成員が作成し提出すること。

地域の技能士等の活用計画の有無

(あり・なし)

※当該建設管理部内に居住する技能士・基幹技能者又は登録基幹技能者を1名以上活用する計画がある場合は、下欄に職種名、人數及び従事する作業内容を記入する。

職種名	活用予定人数	左記の職種の者が従事する作業内容
〇〇技能士	人	
〇〇基幹技能者	人	
〇〇登録基幹技能者	人	

注1 発注者から求められている事項以外は、適宜、削除すること。

2 記入欄が不足する場合は、適宜、行又は欄を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に
「全〇葉の内〇号」と記入すること。

3 共同企業体で申請する場合は、代表の構成員が作成し提出すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

(様式一8は、A4用紙横向き)

様式一8

地域建設業経営環境評価調書

工事名：

会社（構成員）名：

◎当該年度の未完工工事受注額

※元請として、当該建設管理部と契約を締結している工事のうち、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請書等の申請締切日の前日までに工事完成検査を実施していない工事（予定を含む。）の工事名、受注額等を下欄に記入する。なお、入札公告・契約等が年度末もしくは次年度当初となる工事においては、入札参加申請締切日前日時点の年度内完成予定の工事を当該年度の未完工工事から除外する。

工事番号	工事名	受注者名 (共同企業体名)	工期	共同企業体の場合の受注額(円)		当該年度の未完工工事受注額(円) ※共同企業体の場合③を記入
				受注額(円) ① ※全体額を記入	出資比率 (請負比) ②	
			~			
			~			
			~			
			~			
			~			

◎過去5カ年度平均受注額 対象期間：（平成30年4月1日～令和5年3月31日）

過去5カ年度平均受注額(円)

- 注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。
 2 共同企業体で施工中の工事における受注額は、各構成員の出資比率（請負比）により算出した金額とする。
 なお、算出にあたり1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て円止めとする。
 3 過去5カ年度平均受注額の各年度別受注額で、債務負担工事等の年度を超える工事における受注額は、当該年度の最終支払額とする。
 ただし、2・3月入れで工期末が次年度となる「ゼロ国」、「ゼロ道」、「翌債」などの工事については、契約年度の受注額を0円とし、完成年度の受注額はその工事の最終支払額を計上し、計算を行う。
 4 過去5カ年度平均受注額の算出にあたり1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て円止めとする。
 5 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚になる場合は、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)

様式一8 【別紙 留意事項】

地域建設業経営環境評価調書の記載上の留意事項

【分母＜過去5カ年度平均受注額＞について】

- ① 対象期間：平成30年4月1日から令和5年3月31日
 ② 対象工事：①の期間に元請として、当該建設管理部と契約を締結した工事のうち、以下の工事を除く全ての工事を対象とする。
 　　・建設指導課発注工事、WTO対象工事
 ③ 債務負担工事等の年度を超える工事における受注額は、当該年度の最終支払額とする。
 　　※ 実際の支払日（振込日）が事務処理上、新年度となっていても当該年度として計算する。
 ④ ③の工事のうち、2月～3月入れで工期末が次年度となる「ゼロ国」、「ゼロ道」、「翌債」などの工事は、以下のとおりとする。
 　　・契約年度の受注額：0円
 　　・完成年度の受注額：最終支払額
 ⑤ 平均受注額の算出で1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て円止めとする。

【分子＜当該年度の未完工工事受注額＞について】

- ① 対象期間：当該年度
 ② 対象工事：当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、元請けとして当該建設管理部と契約を締結している工事のうち、工事完成検査を実施し引渡を行っていない工事のうち、以下の工事を除く全ての工事のを対象とする。
 　　・建設指導課発注工事、WTO対象工事
 ③ 受注額：④、⑤以外は、当初契約額とする（契約変更があっても当初契約額）
 ④ 債務負担工事等の当初の工期設定が年度を超える工事における受注額は、当該年度の当初における支払予定額とする。
 　　※ 契約変更で当初の支払予定額が変更になっていても、当初の支払予定額とする。
 ⑤ ④の工事のうち、3カ年以上の工事において中間年にあたる場合は、当該年度の当初における最新支払限度額とする。
 ⑥ ④の工事のうち、2月～3月入れで工期末が次年度となる「ゼロ国」、「ゼロ道」、「翌債」などの工事は、以下のとおりとする。
 　　・契約年度の受注額：当初契約額
 　　・完成年度の受注額：当初契約額
 ⑦ 当初契約において、契約年度内の工期末を設定していた工事で、受注者の責めに帰さない要因による工期延期等に伴い、年度を超えることとなった場合については、以下のとおりとする。
 　　・契約年度の受注額：当初契約額
 　　・完成年度の受注額：0円
 ⑧ 入札公告・契約等が年度末もしくは次年度当初となる工事における分子の計算は、入札参加締切日前日時点の年度内完成予定の工事を分子から除外して計算を行い、申請締切日以降に手持ち工事が受注者の責めに帰さない要因により年度を超えることとなった場合においても、分子から除外して計算を行うこととする。
 ⑨ 共同企業体での未完工工事受注額については、出資比率により算出する。

(様式一9は、A4用紙横向き)

様式一9

評価点事後審査方式 自己採点申請書

工事名	
会社(構成員)名	

当該工事に関する、総合評価・技術評価事後審査方式に伴う得点申請書を提出します。なお、内容については事実と相違ないことを誓約します。

また、落札候補者となった際の発注者による確認において、申請した得点に誤謬があった場合は、その得点の上方修正は認められず、下方修正されることについて承諾いたします。

なお、「減点項目」に該当する場合に、発注者で減点項目欄に減する得点を記入し修正することについて承諾いたします。

評価項目	企業の施工能力		配置予定技術者		担い手の育成・確保				地域の守り手確保						地域建設業経営環境評価 重要契約不適合に伴う修補損害賠償請求	技術点計	
	工事施行成績 ※1	北海道建設部優良企業表彰	ISOの取得	建設管理部優良企業表彰	地域精通度	資格配置予定技術者①	資格配置予定技術者②	CPRの取得	現場代理人表彰	技術者の追加配置	新規の雇用	技術職員の育成・確保	選択項目	地域の安全安心			地域経済貢献
事前登録の有無 登録あり:○ 登録なし:-																	
得点																	

※1 工事施行成績の平均点は、次のとおりです。 [] 点 (共同企業体の場合は、各構成員の工事施行成績平均点の単純平均とする。)

※2 配置予定技術者の氏名は次のとおりです。

※ 複数の候補者を想定している場合は、各候補者のうち評価の合計が最も低い者の得点及び名前を記載すること。

配置予定技術者① 氏名	
配置予定技術者② 氏名 (※ 乙型JVの場合に記載しています。)	

※3 経営環境評価の当該年度未完成工事受注額(分子)は、申請時点において、次により算出しています。なお、当該工事の開札までに、新たな受注があり、変更となる場合は、発注者が修正することに同意します。

当該年度未完成工事受注額(分子)	円	評価比率	
過去5年平均受注額(分母)	円		

(注) 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成するとともに、代表の構成員は、共同企業体の自己採点申請書を作成し提出すること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)